

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯①

- 平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕
- 〔<主な内容>
・全ての事業所内保育施設の届出対象化
・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ〕
- 令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- 〔<主な内容>
・全ての事業所内保育施設の届出対象化
・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定〕
- 7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ
- 「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」
- 9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕
○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- 〔<主な内容>
・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
・幼稚園併設施設の届出対象化〕
- 『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）
- ※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、令和3年3月の通知で提示
- 10月 幼児教育・保育の無償化施行**
- 令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- 〔<主な内容>
・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
・市町村権限との関係
・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等〕

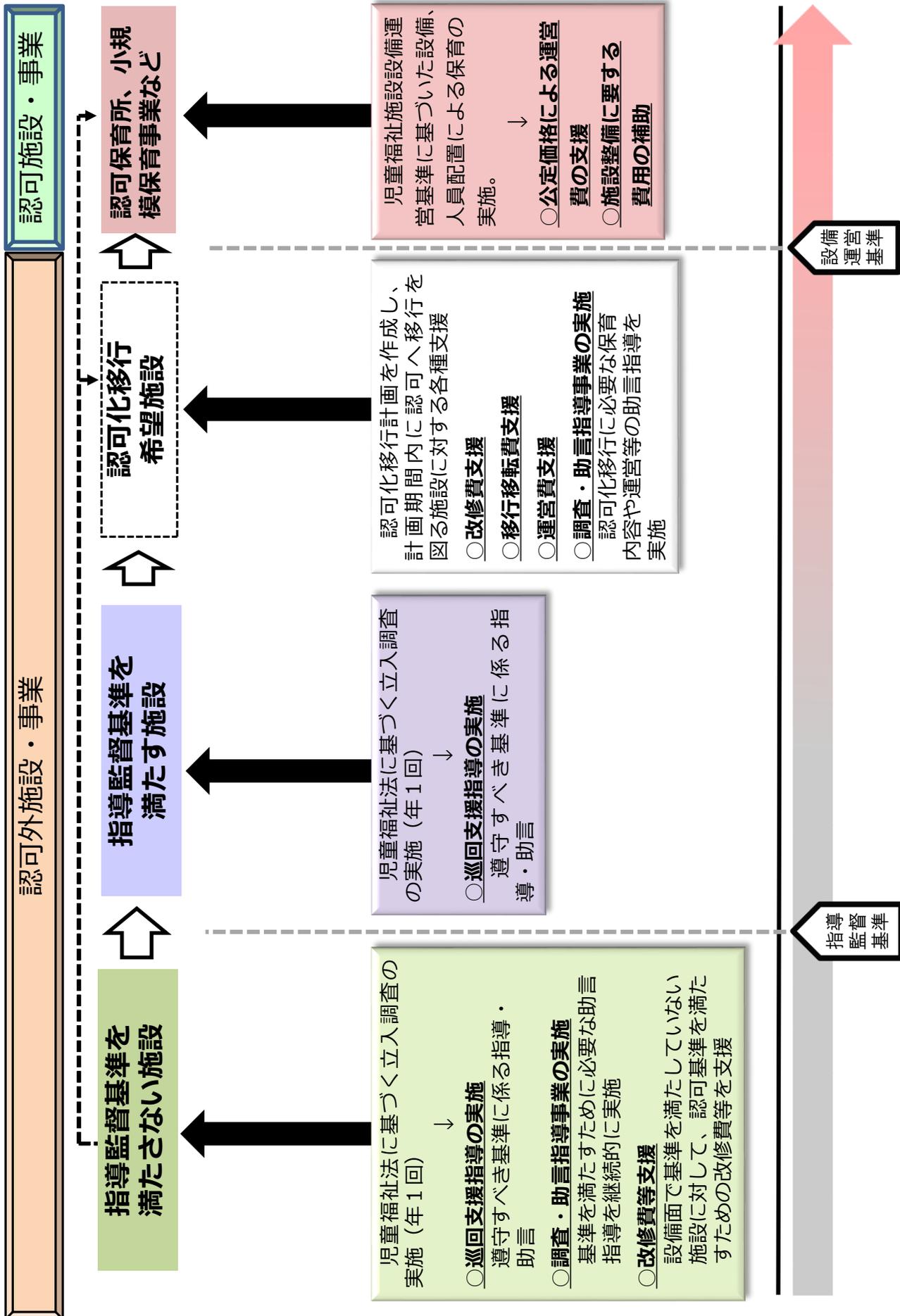
1

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯②

- 令和2年 9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について
○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について
- 〔<主な内容>
・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理
※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）〕
- 令和3年 2月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ
- 「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」
- 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について
○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について
- 〔<主な内容>
・1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設における、乳幼児が1人の場合の職員配置の考え方を再整理〕
- 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（通知）
- 〔<主な内容>
・「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」等の基準の提示
※令和元年9月の通知は廃止〕
- 4月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔令和3年5月1日施行〕
○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について
○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について
- 〔<主な内容>
・過去に事業停止命令等を受けたか否かについて、届出・変更届出事項や施設における掲示事項、運営状況報告事項へ追加〕

2

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



(出典：令和元年度認可外保育施設の現状とりまとめ)

1. 施設数・事業所数

届出施設数	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
1,255か所	8,210か所	5,454か所 〔事業者：436 個人：5,018〕	4,159か所	19,078か所	

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,255か所	8,210か所	4,159か所	13,624か所
立入実施施設②	810か所	6,343か所	2,972か所	10,125か所
実施率(②/①)	64.5%	77.3%	71.5%	74.3%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。

※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、令和2.3.31時点においては、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていたことから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	810か所	6,343か所	2,972か所	10,125か所
基準適合施設④	372か所	3,962か所	1,719か所	6,053か所
基準適合率(④/③)	45.9%	62.5%	57.8%	59.8%

【業務内容】

保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施

- ① 保育中において死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ② 保育所等が満たすべき基準の遵守状況
- ③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村

※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。

（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

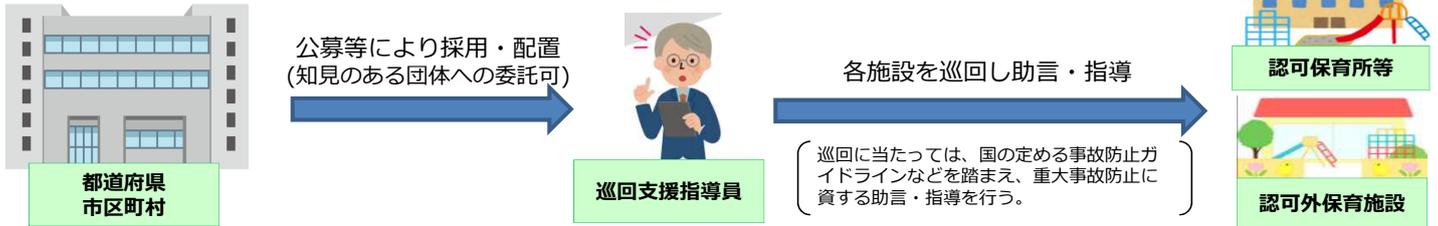
【補助率・補助単価】

補助率：国 1/2、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

【配置状況(R2補助金交付決定)】

69自治体 297名 ※ この他、国の補助事業によらず各自治体独自で実施している事例もあり。

<配置イメージ>



保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

（保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数）

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 353千円
②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 ①国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

認可をを目指す認可外保育施設への支援

<目 的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1/4以上は有資格者とし、比率（1/4、1/3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）
【補助率】国1/2（市町村1/4、設置主体1/4）（*）
*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3（市町村1/12、設置主体1/4）なる
【補助基準額】1施設当たり3,200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり56.4万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり50.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額（移転費）】1施設当たり120万円
【補助基準額（仮設置費）】1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価				
4歳以上児	6.4万円	+	公定価格に準じた		
3歳児	7.1万円				
1, 2歳児	12.6万円				
0歳児	19.5万円				

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合
※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）
【補助基準額】14.1万円
- ③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）
【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）
【補助基準額】2.0万円

認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

【事業内容】

○認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

＜現行の支援対象の補助要件＞

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1/3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準^(※)適合化を図ること
(※) 職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

《R4改定》

現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

▶ 要件

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円
 《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,000千円、移転費 1か所当たり 1,200千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市町村：1/4、設置主体：1/4

保育士資格取得支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

【事業内容】

- ① 保育所等保育士資格取得支援事業
・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
・幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【対象者】 常勤職員及び非常勤職員

【支給方法】 資格取得後に一括して支給 【補助基準額】 受講料の1/2(上限300千円)、代替職員経費：1人1日当たり 7.2千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

【事業内容】

- 保育士試験による資格取得支援事業(受験対策学習費用補助事業)
・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用

【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

＜拡充＞

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする拡充を行う。(本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。)

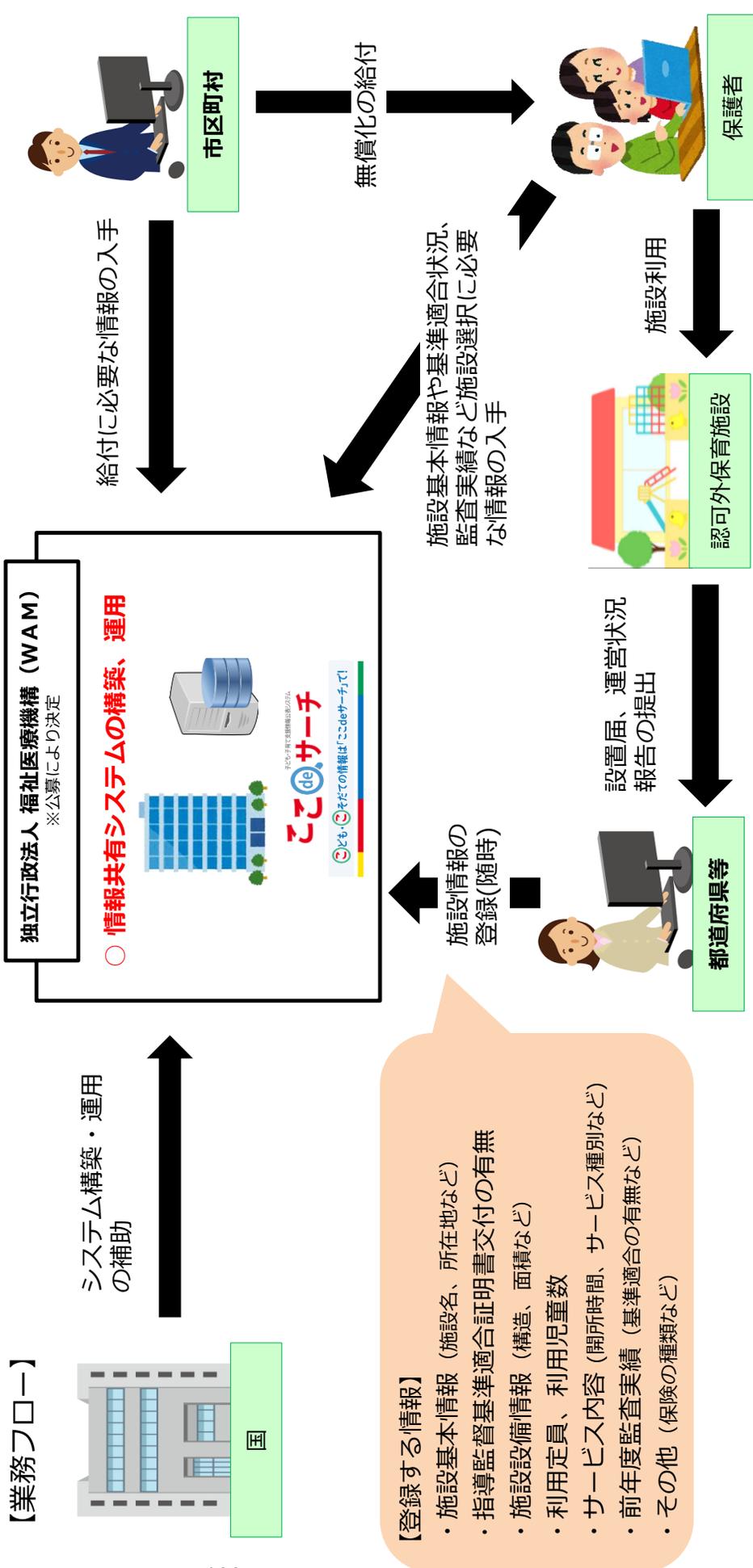
▶要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

子ども・子育て支援情報公表システム

- 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要となる認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、自治体や事業者において入力作業を行い、令和2年9月30日に公開を行った。



1. 経緯：マッチングサイトを介したベビースITTERによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生。
また、当該マッチングサイトにおいて、ベビースITTERの届出を確認しないままにマッチングを行っていたとの報告が令和2年12月にあった。

2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応：**未然防止、事案対応、再発防止**の視点
- (2) マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、**一定の責任を負うべき**との考え方で検討

3. 具体的な対応案

- ### (1) 未然防止
- ① 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知
 - ② 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）
 - ③ **マッチングサイトガイドラインの見直し**
 - ・登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供を追加
 - ・適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
 - ・国等の補助事業の対象については**事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求め**るべき
 - ・厚生労働省は、この**対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めるべき**
- ### (2) 事案対応：わいせつ事案等を起こしたベビースITTERに対しても事業停止命令等を発令することを通知に明記
- ① 事業停止命令等の期間
 - ・現在の保育士の欠格事由を踏まえ、**刑の執行を終わ**り、又は**執行を受けることがなくなった日から起算して2年**と示す
 - ② 事業停止命令等の地理的効力等
 - ・事業停止命令等を受けたベビースITTERが転居した場合も、転居先自治体も、当該ベビースITTERに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
 - ・ベビースITTERの**届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）**

(3) 再発防止

- ① 事業停止命令等に関する情報の**自治体間での共有**：事案概要等の機微な情報も含め共有
- ② 事業停止命令等に関する情報の**一般への公開**：ベビースITTERの**社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開**

4. 中長期的な検討課題

自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠

令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案	令和3年度 予算額	
			国分	地方分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施 社会的養育の充実	(注3) 6,526 474	2,985 237	3,541 237
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6
医療・介護 の提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等			
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,029	751	278
	・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち看護職員の処遇改善(注4)	931	678	252
	うち不妊治療の保険適用(本体分)	144	100	44
	うち不妊治療の保険適用(薬価分)	120	100	20
	・ 医療情報化支援基金	54	45	9
	地域包括ケアシステムの構築	735	735	0
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592
	・ 介護職員の処遇改善(注4)	313	153	160
医療・介護 制度の改革	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40
	国民健康保険への財政支援の拡充			
	・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832
	・ 保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786
	介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0
難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	88	82	5
	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0
合計		27,968	18,982	8,986

(注5)

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。
(注4) 令和4年10月からの措置。
(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

令和4年度の消費税増収分の使途について

〈令和4年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース） 《増収額計：14.3兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.01兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。
（注2）使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和4年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和4年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） ○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等） ○社会的養育の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%） ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など ○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など ○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5:1→4:1等） ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など
<p>量的拡充・質の向上 合計 7,000億円</p>		

○子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

令和4年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分以上ずつ充当する。前者については、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案	令和3年度 予算額	
			国分	地方分
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	722	358	364
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。^(注3) 	8,858	3,410	5,448
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 	5,601	5,196	405
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。^(注4) 	1,003	506	496
合計		16,184	9,471	6,714

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

令和4年度 保育関係予算案等の概要

資料28

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)
 951億円+671億円(※) (947億円)【厚生労働省予算】
 1兆9,965億円+781億円(※) (1兆9,102億円)【内閣府予算】

《保育関係予算案等の主な内容》

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)

- 1 保育の受け皿整備 (P2参照) 482億円+507億円(※) (602億円)
 - 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進。(※(一部補正予算))
 - 新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援。(※(一部補正予算))
- 2 保育人材確保のための総合的な対策 (P3以降参照) 284億円+ 48億円(※) (191億円)
 - 指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増し。(※(一部補正予算))
 - 保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。
 - 保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直し。
 - 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援。(※)
- 3 多様な保育の充実 (P10以降参照) 111億円+115億円(※) (110億円)
 - 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3)とともに、看護師等を複数配置する場合の加算を創設。
 - 老朽化した備品や設備の更新及び改修等に必要な経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和。
 - 保育所等における感染対策に伴うかかり増し経費、マスク等の衛生用品の購入等に必要な経費を支援。(※)
- 4 認可外保育施設の質の確保・向上 (P15以降参照) 15億円 (20億円)
 - 認可保育所への移行に向けた支援を引き続き行うとともに、認可外保育施設指導監督基準の適合を促進するため、改修費等の支援対象を拡充する。
- 5 子ども・子育て支援新制度の推進 (P17以降参照) 2兆18億円+781億円(※) (1兆9,120億円)
 - すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。
 - 保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施する。(※(一部補正予算))

1. 保育の受け皿整備

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)
 482億円+507億円(※) (602億円)

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 保育所等整備交付金【拡充】【一部令和3年度補正予算】(P20参照)

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

令和4年度予算案等においては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援対象に追加する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・認定こども園整備事業(幼稚園型) ・小規模保育整備事業
 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

《拡充》 ・新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】
 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

(2) 保育所等改修費等支援事業【運用改善】【一部令和3年度補正予算】(P21参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業
 ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(4)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合 1施設当たり 利用(増加)定員60名以上の場合 55,000千円((7)60,000千円、(4)63,000千円)等

②1事業所当たり 22,000千円((7)32,000千円、(4)35,000千円) ④1施設当たり 32,000千円((4)35,000千円)

③1施設当たり 22,000千円((7)32,000千円、(4)35,000千円) ⑤保育所で行う場合 22,000千円((7)32,000千円、(4)35,000千円)等

《運用改善》 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。 ※上記補助基準額は、今後、資材費等の動向を踏まえて改定予定

【補助割合】 ①~④ 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 国:1/2、市区町村:1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村等:1/3

2. 保育人材確保のための総合的な対策

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)
284億円+48億円(※) (191億円)

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

《新規資格取得支援》

(1) 保育士資格取得支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2(上限300千円)
代替職員経費 1人1日当たり 7千円
② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)
※支給対象期間:保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用
【補助割合】 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/2

(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組(リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等)を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率(全国平均等)を上回った場合に、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県
【補助基準額】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加することにより、1か所当たり年額264千円を補助
【補助割合】 国:1/2、都道府県:1/2

(3) 保育士試験追加実施支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士を確保するため、地域限定保育士試験(※)を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

(※)「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成27年法律第56号)により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市
【補助基準額】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会(※)の実施に必要な費用
(※)保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。
【補助割合】 国:1/2、都道府県・指定都市:1/2

(4) 保育士・保育の現場の魅力発信事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、都道府県等において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 ① 1自治体あたり:8,108千円
② 1自治体あたり:(労働条件等の保育士の相談窓口)4,035千円
(新型コロナウイルス感染症の相談窓口等)5,635千円
【補助割合】 ①国:1/2、都道府県・指定都市:1/2
②国:1/2、都道府県・市区町村:1/2

(5) 保育士修学資金貸付等事業【一部令和3年度補正予算】(P22参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市
【貸付額(上限)】 ①保育士修学資金貸付
ア 学費 50千円(月額)
イ 入学準備金 200千円(初回に限る)
ウ 就職準備金 200千円(最終回に限る)
エ 生活費加算 40~50千円程度(月額)
②保育補助者雇上支援 2,953千円(年額) 短時間勤務の場合 2,215千円(年額)
③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額(月額)
④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円
⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額
【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ④2年間
【返還免除】 ①卒業後、5年間の実務従事
②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合
③、④再就職後、2年間の実務従事
⑤2年間の勤務
【補助割合】 国:9/10、都道府県・指定都市:1/10

《就業継続支援》

(1) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援する。
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【対象事業】	①若手保育士への巡回支援 ②保育事業者への巡回支援 ③放課後児童クラブへの巡回支援 ④保育士の働き方改革への巡回支援 ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施 ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催
【補助基準額】	①～④、⑥：1自治体当たり それぞれ4,064千円 ⑤、⑦：1自治体当たり それぞれ1,625千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(2) 保育士宿舎借り上げ支援事業 (P23参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士用の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備する。

令和4年度予算案においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

【実施主体】	新子育て安心プランに参加する市区町村
【対象者】	採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士 ※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内 ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内 ※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用 <u>《見直し》対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。</u>
【補助基準額】	月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額(上限)の金額を設定
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(3) 保育補助者雇上強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	定員121人未満の施設：年額2,328千円 又は 年額3,104千円(保育士確保が困難な地域の場合) 定員121人以上の施設：年額4,656千円 又は 年額6,208千円(保育士確保が困難な地域の場合)
【保育補助者の要件】	保育所等での実習等を修了した者等
【補助割合】	国：3/4、都道府県：1/8、市区町村(指定都市・中核市除く)：1/8 国：3/4、市区町村：1/4

(4) 保育体制強化事業【運用改善】 (P24参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

令和4年度予算案においては、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

【実施主体】	市区町村が認めた者
【対象施設】	保育所、幼保連携型認定こども園
【補助基準額】	1か所当たり月額100千円 ※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円(勤務時間の上乘せ及び傷害保険加入料を追加) (保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件) ※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4 国：1/2、市区町村：1/2
【補助要件】	<u>《運用改善》各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。</u> (現 行) 保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること ①保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が前年同月比で同数以上 ② 〃 児童の定員数に対する保育士(保育士以外の職員)の割合が前年同月比で同割合以上 (見直し後) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

(5) 保育所等におけるICT化推進等事業【令和3年度補正予算】(P25参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	(1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり：1,000千円 (イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円 (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円 (3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入 (7) 1自治体当たり：8,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円 (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円 (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定
【補助割合】	(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 (3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 ※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 ((1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

(6) 保育人材等就職・交流支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。
- ② 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	① 1市区町村当たり 11,668千円 ※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円(加算額) ② 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,220円(代替保育士等雇上費) 実習受入費 1人当たり 10,000円 調整費 1人当たり 4,000円
【補助割合】	① 国：1/2、市区町村：1/2 ② 国：3/4、市区町村：1/4

《離職者の再就職支援》

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】	保育士・保育所支援センター運営費 7,200千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円 ※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円(1名分)を加算 ※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援 復職前研修実施経費 469千円 離職した保育士等に対する再就職支援 6,087千円 保育士登録簿を活用した就職促進 3,503千円 マッチングシステム導入費 7,000千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

《保育士の質の向上と保育人材確保のための研修》

(子ども・子育て支援対策推進事業費補助金36億円(38億円)の内数)

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1/2、都道府県：1/2

(2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業(訪問型)、一時預かり事業(居宅訪問型)又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

3. 多様な保育の充実

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)
111億円+115億円(※) (110億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援事業【拡充】(P26参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

令和4年度予算案においては、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の高上げを行う(1/2→2/3)とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	基本分単価 ①看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
	(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)
加算分単価	②研修の受講支援 1施設当たり 300千円
	③補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
	④医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円
	(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
	⑤ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
	⑥検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
	国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

《拡充》医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を高上げる。

・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

(2) 広域的保育所等利用事業(保育対策総合支援事業費補助金)

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	・保育士雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)
	・運転手雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)
	・事業費(損害賠償保険含む) 10,202千円(自宅送迎の場合1,119千円)
	・バス購入費 15,000千円
	・バス借上費 7,500千円
	・改修費 7,270千円
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2

(3) 家庭支援推進保育事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 1か所当たり 3,859千円(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合 1か所当たり 7,718千円)
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/2

(4) 新たな待機児童対策提案型事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 1自治体当たり 上限10,000千円
【補助割合】 国:10/10

(5) 保育利用支援事業(入園予約制) (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

①代替保育利用支援

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育(一時預かり事業等)に係る利用料を支援。

②予約制導入に係る体制整備

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 ①子ども1人当たり 月額 20千円
②施設1か所当たり 年額2,406千円
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/2

(6) 3歳児受入れ等連携支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等(公立保育所を含む)に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。

② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム(共同事業体)を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備(共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等)、経営の効率化(経理面での共同管理等)等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 ①1か所当たり年額 4,549千円
②1自治体当たり年額 4,183千円(コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円)
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/2

(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※
※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10
※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助
②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4

(8) 民有地マッチング事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

- ①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援
土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。
- ②整備候補地等の確保支援
地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。
- ③地域連携コーディネーターの配置支援
保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 ① 1自治体当たり 5,900千円 ② 1自治体当たり 4,500千円 ③ 1か所当たり 4,400千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(9) 保育環境改善等事業【拡充・運用改善】【一部令和3年度補正予算】（P27参照）（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要費用の一部について支援する。

令和4年度予算案等においては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を新規で追加する。また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を新規で追加するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者
【対象事業】 1. 基本改善事業（改修等） ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業
2. 環境改善事業（設備整備等）
①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業
⑧感染症対策事業<新規>【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】 ⑨保育環境向上等事業<新規>【令和4年度予算案】
＜運用改善＞ 1施設1回限りとされている要件を緩和
制限無し：1. ①、②、2. ①、②、⑤～⑦ 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：2. ③、④、⑧、⑨
【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨） 1施設当たり 1,029千円
（④） 1施設当たり 500千円以内
（⑥、⑦） 1施設当たり 32,000千円
【補助割合】 2. ④の事業 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
2. ⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2
それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

(10) 保育所等における感染拡大防止対策に係る支援（保育環境改善等事業）【令和3年度補正予算】（P28参照）

（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者
【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設
【補助基準額】 1施設当たり
（1）定員※ 19人以下 300千円以内
（2）定員※ 20人以上59人以下 400千円以内
（3）定員※ 60人以上 500千円以内
（4）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内
※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数
【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(11) 保育所等における要支援児童等対応推進事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 1か所当たり 4,567千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村1/4
※都道府県が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/2

(12) 待機児童対策協議会推進事業（保育対策総合支援事業費補助金）

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、
・保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
・都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
・幼稚園の認定こども園への移行促進 等
を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県
【補助基準額】 1都道府県当たり 2,735千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

4. 認可外保育施設の質の確保・向上

(令和4年度予算案) (前年度予算額)
15億円 (20億円)

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 ①研修開催 1回当たり 353千円 ②巡回支援指導事業 指導員1人当たり 4,062千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要となる費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村
【補助基準額】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 588千円
②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 525千円
③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 787千円
④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,200千円、仮設置費 3,800千円
【補助割合】 ①～③：国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
④：国：1/2、市区町村：1/2

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 職員の健康診断 1市区町村当たり 354千円
【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業【拡充】 (P29参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

令和4年度予算案においては、認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、支援対象の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,000千円 移転費等 1か所当たり 5,000千円
《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,000千円 移転費 1か所当たり 1,200千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

＜拡充＞ 認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

(現行の支援対象の補助要件)以下の要件を満たすこと

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること(有資格者の配置1/3以上)
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、

①無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準(※)適合化を図ること

(※)職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。

②当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

(新たな支援対象の補助要件)以下の要件を満たすこと

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

(1)市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨

(2)都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

(3)事業実施期間

※本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

(5) 保育士資格取得支援事業【拡充】 (P30参照) (保育対策総合支援事業費補助金) <再掲>

認可外保育施設で勤務する保育従事者が、保育士資格を取得するために要した養成校の受講料等及び保育士試験受験のための学習費の一部を補助することで、保育士資格取得者の拡大を図る。

令和4年度予算案においては、認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、支援対象の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】 ①1人当たり 受講料の1/2(上限300千円) 代替職員経費 1人1日当たり 7千円
②保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)
※支給対象期間：保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用
【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

＜拡充＞ 認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、現行の補助要件に基づく支援対象に加え、上記の認可外保育施設改修費等支援事業における新たな支援対象の補助要件を満たす施設に勤務する者等を対象に加える。

5. 子ども・子育て支援新制度の推進

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)
2兆18億円+781億円(※) (1兆9,120億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。
また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

《教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実》

1兆8,172億円+781億円(※) (1兆7,181億円)
※内閣府及び厚生労働省予算

(1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付・委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

【実施主体】 市区町村
【負担割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

【主な充実事項】

- ◇教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ（一部令和3年度補正予算）
保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から実施する。
(※)他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 基本事業 3,078千円
加算事業 夜間開所 1,408千円、休日開所 758千円、出張相談支援 1,082千円、機能強化取組 1,877千円、
多言語対応 805千円、特別支援対応 751千円
【補助割合】 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

②病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 (病児対応型1か所当たり年額)
基本分単価 7,031千円
加算分単価 1,000千円～38,000千円(※)
※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。
※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議
送迎対応看護師雇上費 5,400千円
送迎経費 3,634千円
【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 ①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）
1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円
②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）
30分延長 300,000円、1時間延長 1,667,000円、2～3時間延長 2,640,000円
4～5時間延長 5,510,000円、6時間以上延長 6,485,000円
【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,679千円 ~ 47,880千円
※ 延べ利用児童数が年間20,100人を超える場合は別途協議
【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

(一時預かり利用者負担軽減事業) 令和3年度補正予算：602億円の内数(子育て支援対策臨時特例交付金)
【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業
【実施主体】 市町村(NPO法人や社会福祉法人等に委託可)
【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円
【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

《企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援》 1,846億円 (1,939億円)
※内閣府予算

(1) 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】 公募団体
【補助割合】 定額(10/10相当)

【主な充実事項】

◇企業主導型保育事業の保育士等の処遇改善

認可保育所の保育士等と同様に、企業主導型保育事業の保育士等についても処遇改善を実施する。

(2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】 公募団体
【補助割合】 定額(10/10相当)

保育所等整備交付金

(令和3年度予算) 497億円 → (令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) 417億円+430億円(※)

【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

《拡充》

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

保育所等改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+78億円(※))

【趣 旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

- 【対象事業】** (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
 (5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

- (1) 新設または定員拡大の場合
- | | | | |
|----------|--------------------|----------|-------------------------|
| 1施設当たり | 利用(増加)定員19名以下 | 15,000千円 | (① 20,000千円、② 23,000千円) |
| | 利用(増加)定員20名以上59名以下 | 27,000千円 | (① 32,000千円、② 35,000千円) |
| | 利用(増加)定員60名以上 | 55,000千円 | (① 60,000千円、② 63,000千円) |
| 老朽化対応の場合 | 1施設当たり | 27,000千円 | (① 32,000千円) |
- (2) 1事業所当たり 22,000千円 (① 32,000千円、② 35,000千円)
 (3) 1施設当たり 22,000千円 (① 32,000千円、② 35,000千円)
 (4) 1施設当たり 32,000千円 (② 35,000千円)
 (5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,000千円 (① 32,000千円、② 35,000千円)
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400千円

《運用改善》 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。
 ※上記補助基準額は、今後、資材費等の動向を踏まえて改定予定

- 【補助割合】** (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
 (5) 国：1/2、市区町村：1/2
 (新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)
 (1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4
 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+31億円(※))

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除 	<p>○貸付額(上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) <p><small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small> ※貸付期間：最長2年間</p>
2. 保育補助者雇上支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間</p>
4. 潜在保育士の再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<p>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもへの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 	<p>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間</p>

保育士宿舎借り上げ支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】

 新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】

 採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士

※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内

※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

◀ 見直し ▶

事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額(上限)の金額を設定

【補助割合】

 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

保育体制強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】

 市区町村が認めた者

【補助基準額】

 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする。

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】

 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
国：1/2、市区町村：1/2

【対象施設】

 保育所、幼保連携型認定こども園

【実施要件】

◀ 運用改善 ▶

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

(現 行) 保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること

① 保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が前年同月比で同数以上

② 保育支援者を配置した月の児童の定員数に対する保育士(保育士以外の職員)の割合が前年同月比で同割合以上

(見直し後) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

保育所等におけるICT化推進等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：18億円)

【事業内容】

- 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- | | | | | | |
|--|-----------|---------|---|---------|-------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 | 1施設当たり | 1,000千円 | 翻訳機等の購入 | 1施設当たり | 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入 | 1施設当たり | 200千円 | | | |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | | | | | |
| | ① 1自治体当たり | 8,000千円 | ② 1施設当たり | 1,000千円 | |
| (4) 研修のオンライン化事業 | 1自治体当たり | 4,000千円 | | | |
| (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 | | | 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 | | |

- 【補助割合】
- 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
 - 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - 国：1/2、都道府県：1/2

(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

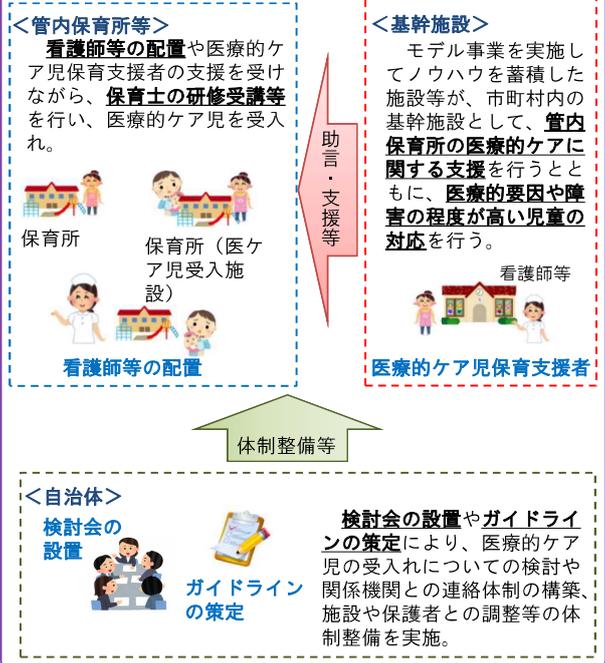
補助基準額＜拡充＞

- 基本分単価
 - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算) <拡充>
- 加算分単価
 - ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
 - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
 - ④ 医療的ケア児保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
 - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
 - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

実施主体・補助割合＜拡充＞・事業実績

- 実施主体 都道府県、市区町村
- 補助率
 - 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
 - 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- ※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ <拡充>
 - ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。
 - 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
 - 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6
- 事業実施
R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ



保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数
→ 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+2,0億円(※))

【趣 旨】 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ① 保育所等設置促進等事業（☆）
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

≪運用改善≫

- 1 施設1回限りとされている要件を緩和
- 制限無し：（☆）の事業
- 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ① 障害児受入促進事業（☆）
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ② 分園推進事業（☆）
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③ 熱中症対策事業（★）
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業
- ④ 安全対策事業（★）
安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業
- ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥ 緊急一時預かり推進事業（☆）
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
- ⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを閉所していない時間帯に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑧ 感染症対策事業（★）≪新規≫【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業

⑨ 保育環境向上等事業（★）≪新規≫【令和4年度予算案】
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助基準額】

1. 基本改善事業	1 施設当たり	7,200千円
2. 環境改善事業	①～③、⑤、⑧、⑨	1 施設当たり 1,029千円
	④	1 施設当たり 500千円以内
	⑥、⑦	1 施設当たり 32,000千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：113億円)

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
 - ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
 - ※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等



【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員※ 19人以下 300千円以内
 - (2) 定員※ 20人以上59人以下 400千円以内
 - (3) 定員※ 60人以上 500千円以内
 - (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内
- ※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1/2、市区町村等：1/2

認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

【事業内容】

○認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

＜現行の支援対象の補助要件＞

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準^(※)適合化を図ること
(※) 職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

《R4改定》

現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

▶ 要件

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円
《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,000千円、移転費 1か所当たり 1,200千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市町村：1／4、設置主体：1／4

保育士資格取得支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

【事業内容】

- ① 保育所等保育士資格取得支援事業
・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
・幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【対象者】 常勤職員及び非常勤職員

【支給方法】 資格取得後に一括して支給 【補助基準額】 受講料の1/2（上限300千円）、代替職員経費：1人1日当たり 7.2千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

【事業内容】

- 保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）
・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

＜拡充＞

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務する者が決定した者についても支援対象とする拡充を行う。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

▶ 要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

一時預かり事業

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算案 1,748億円の内数

1. 事業概要

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。
- 実施主体：市町村（特別区を含む。）
- 補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
- 令和4年度補助基準額（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,679千円～47,880千円

<事業類型>

- (1) 一般型
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) 余裕活用型（平成26年度創設）
保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）
幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）
幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) 居宅訪問型（平成27年度創設）
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり利用者負担軽減事業

子育て支援対策臨時特例交付金 令和3年度補正予算：602億円の内数

【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） 【補助率】 国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

事務連絡
令和3年9月15日

資料29

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局）御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局
保育課地域保育係

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る
保育所等における医療的ケア児への支援の推進について

保育行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（以下「法」という。）は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行される予定です。

法の目的及び基本理念に基づき、引き続き保育所等における医療的ケア児への支援の推進に取り組んでいく必要があることから、今般、法に定められた保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等について下記のとおりとりまとめましたので、都道府県等のご担当者様におかれては十分に御了知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県においては、管内の市区町村（指定都市、中核市を除く。）に対する周知について併せてお願い申し上げます。

記

1. 保育所の設置者等の責務等について

保育所の設置者等の責務として、法第6条において、保育所の設置者等は、基本理念にのっとり、その設置する保育所等に在籍し、又は利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することとされました。

また、保育を行う体制の拡充等として、法第9条第2項において、保育所の設

置者等は、その設置する保育所等に在籍し、又は利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は喀痰吸引等を行うことができる保育士等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする事とされました。

医療的ケア児の受入れを行っている保育所等においては、適切な支援を行うため、現在も看護師等の配置などの必要な措置を行っているものと承知しておりますが、引き続き、保育所等に対し当該措置を講じることについて周知をお願いいたします。

なお、上記の必要な措置とは、一律に看護師等を常時配置することを求めているものではなく、現在、看護師等が常時配置されていない保育所等に通園している医療的ケア児について、適切な支援を行うための必要な措置が講じられている場合には、本法施行後に、看護師等が常時配置されていないことを理由に通園できなくなるものではないため、念のため申し添えます。

2. 国の補助制度について

保育所等における医療的ケア児への支援を推進するため、現在、国において以下の事業の実施に対する国庫補助を行っているため、各地方自治体においては、こうした補助制度を活用しつつ、引き続き支援の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

＜保育所等の看護師等の配置等のための支援＞

① 医療的ケア児保育支援事業

(1) 実施主体

都道府県又は市町村

(2) 事業の内容

都道府県等において保育所等に看護師等を配置し医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備する事業。

(3) 備考

医療的ケア児保育支援事業については、法の成立に併せ、実施要綱の改正を行っているため留意されたい（改正内容については「3. 医療的ケア児保育支援事業実施要綱の改正について」を参照のこと）。

＜保育所等の改修や設備の整備（備品の購入等）のための支援＞

② 保育環境改善等事業（環境改善事業）のうち、障害児受入促進事業

（１）実施主体

市町村又は市町村が認めた者

（２）事業の内容

既存の保育所等において、障害児（医療的ケア児を含む。）を受け入れるために必要な改修や設備の整備（備品の購入等）を行う事業。

（３）備考

ア 障害児受入促進事業については、改修だけではなく、設備の整備（備品の購入等）を実施する場合にも対象となること。

イ 当該年度中又は翌年度中に障害児の受入を予定している保育所等が補助の対象となること。また、過去に同事業の補助を受けている保育所等についても、再度、補助の対象となること。

＜保育所等への送迎対応のための支援＞

③ 広域的保育所等利用事業（こども送迎センター等事業）

（１）実施主体

市町村

（２）事業の内容

居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童（障害等により保護者による送迎が困難な家庭の児童を含む。）を対象として、市町村が設置するこども送迎センター又は児童の自宅等から各保育所等への送迎を行う事業。

（３）備考

ア 対象児童が本事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置することを要件としていること。

イ 送迎方法・経路等の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮するとともに、児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

3. 医療的ケア児保育支援事業実施要綱の改正について

医療的ケア児保育支援事業については、法の成立に併せ、本日付で「「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について」（子発 0915 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を発出し、実施要綱の改正を行っているところですが、その主な改正内容については以下のとおりです。

① 「医療的ケア児」の定義について

本事業の「医療的ケア児」の定義について、法第2条において規定された「医療的ケア児」の定義との平仄を合わせるため、「障害児」から「児童」に変更したもの。なお、本事業の「医療的ケア児」の定義については、変更前・変更後にかかわらず、基本的には同義であるため、念のため申し添える。

② 「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」の作成について

本事業は、都道府県等が保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであり、また、当該体制整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズ等を踏まえつつ取り込むこととしていることから、都道府県等において計画的に体制整備を進めていくため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」の作成を求めることとしたもの。

4. 国の補助制度に関するFAQについて

「2. 国の補助制度において」に記載した事業について、地方自治体からのよくある質問を別添5「国の補助制度に関するFAQ」として整理しましたので、参照いただきますようお願いいたします。

人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究

(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
・利用定員を満たさない状態での施設運営、
・継続利用の確保など、

地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、安定的な事業継続が困難な状況が生じる可能性がある。

- 令和2年度調査では、全国の市町村に対してアンケート調査及びヒアリングを実施したところ、本年度は、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにする。

また、先進的な取組事例を調査することで、地域課題の類型化・課題ごとの対応策の検討を行う。

2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせて実施予定。

①保育所等に対するアンケート調査

全国の保育所等に対して、保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

②先進的な取組を実施している保育所等に対するヒアリング調査

施設に対するアンケート調査の結果を踏まえ、人口減少地域を中心に先進的な取組みを行っている施設（20～40施設程度）から、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

③研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①、②の結果に加え、過年度の調査研究結果等も踏まえ、人口減少地域等の課題の明確化、課題類型ごとの保育のあり方に関する解決方策について具体的に検討、整理する。

(参考) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）抄

「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の延長

【現行制度の概要】

- 保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において最低基準が定められている。
※幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、同様の基準を設定。
- 一方、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。（令和5年3月31日まで）
※ 現在特例を使用しているのは大阪市のみ

【提案の内容】（提案団体：大阪市）

- 保育所等の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている面積基準の緩和特例措置について、現在令和5年3月31日までとされている期限の廃止を求める。（廃止が困難な場合は期限の延長）

（提案団体から示された具体的な支障事例）

- 特例措置が廃止された場合には、大阪市において特例措置により入所している児童分（令和3年4月時点で760人以上）の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招くこととなる。

【提案を受けた検討の結果】

- 本特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、期限を廃止して恒久的な措置とすることは困難である。
- ただし、大阪市においては特例を使用して入所している児童が多数であり、仮に現在の期限到来後に特例が使用できなくなった場合の影響が大きいこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プラン※の終期を踏まえ、**令和7年3月31日まで延長**することとする。
※ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

保育所の居室面積の特例について

保育所の設備運営基準の概要		※幼保連携型認定こども園についてもほぼ同様。	
保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、			
1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡） ○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。			
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準 ○保育時間 ○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。			
居室面積基準の特例の概要			
居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。			
要件 （1または2のいずれか） ※それぞれ①は前々年の4月1日、②は前々年の1月1日の状況で判断	1 以下のいずれにも該当する市区町村 ① 待機児童数が100人以上 → 待機児童問題が特に深刻な地域であること ② 平均地価が三大都市圏平均を超える → 保育所の増設等を図るに当たり、土地等の確保が困難であること	2 以下のいずれにも該当する市区町村 ① 待機児童数が100人以上 ② 平均地価が三大都市圏のうち最も低い都市圏を超える ③ 市区町村が保育の受け皿整備のために進めている土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもおお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること	
期間	平成24年4月1日～令和5年3月31日（前回の延長にて令和2年3月31日までのところ、3年間延長済）		
対象市区町村数	19市区町村【令和3年4月1日時点】（特例開始以降、利用は大阪市のみ）		
	埼玉県	さいたま市	
	千葉県	市川市、浦安市	
	東京都	中央区、大田区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、足立区、江戸川区、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、西東京市	
	大阪府	大阪市	
	兵庫県	西宮市	

今回の提案をうけて、さらに令和7年3月31日まで延長する

子少発0930第2号
令和2年9月30日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
県庁所在地市長

民主生管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
(公 印 省 略)

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の
施行について」の一部改正について

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第150号。以下「改正告示1」という。)及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第337号。以下「改正告示2」という。)については、改正告示1が本年3月31日付けで、改正告示2が本年9月30日付けで別添のとおり公布されたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。)の一部を別紙のとおり改正し、令和2年10月1日より施行することとしたので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

第一 改正内容

改正告示1において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る基準を新たに定め、当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

※ 消費税の納税義務等については、施行通知別紙第2を参照すること。

改正告示2において、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「本告示」という。)第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(本告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする旨の経過措置が置かれたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

第二 施行日

本通知による改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上

子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設

令和3年度税制改正で措置

(所得税、個人住民税) (内閣府と共同要望)

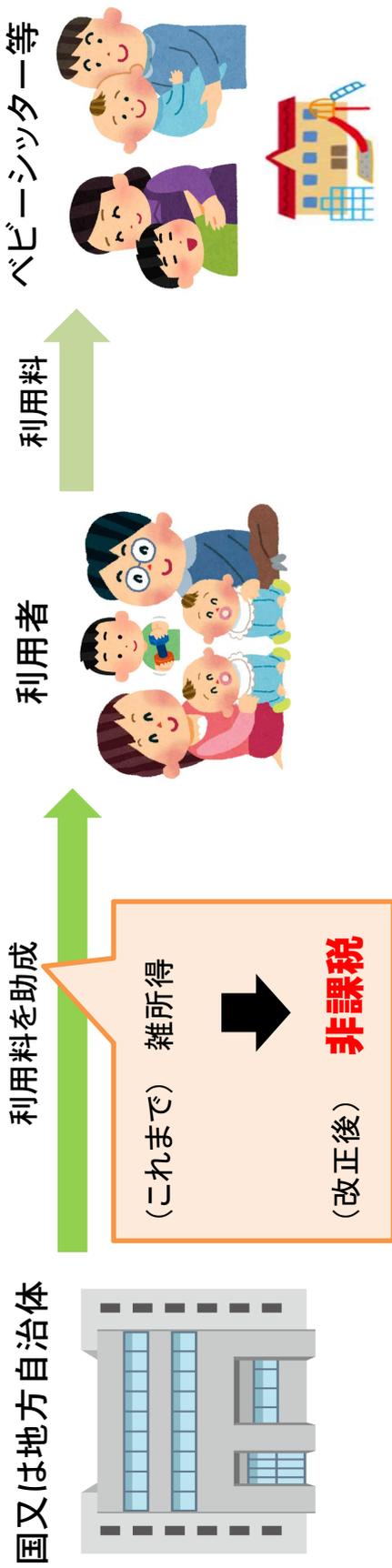
1. 大綱の概要

○ 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成を、その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

2. 制度の内容

○ 地方自治体等 (※) が行う子育て支援に係るベビーマッサージの利用料等の助成について、非課税とする。
(※企業主導型ベビーマッサージ利用者支援事業を含む。)

【イメージ】



放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童とした(平成27年4月施行)」

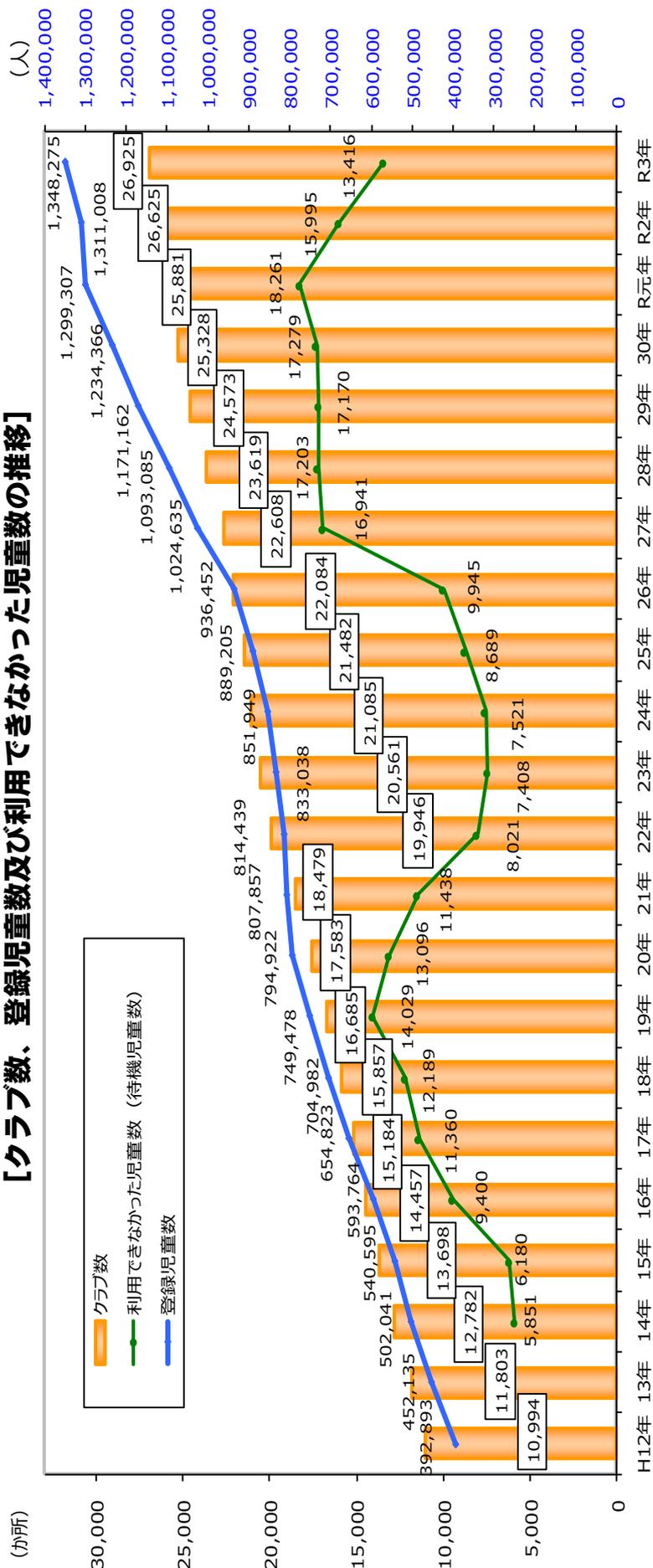
【現状】(令和3年5月現在)

- クラブ数 26,925か所
(参考：全国の小学校18,889校)
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,416人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

報道関係者 各位

令和3年（2021年）12月24日（金）

【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室
室長補佐 後藤 博規（内線 4843）
健全育成係長 今野 健宏（内線 4845）
（代表電話） 03(5253)1111
（直通電話） 03(3595)2596

令和3年（2021年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況 （令和3年（2021年）5月1日現在）

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど令和3年（2021年）の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年（2018年）9月14日策定）に基づき、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後も、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとしております。

【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高値を更新》

1,348,275人【前年比37,267人増】（令和2年：1,311,008人）

○放課後児童クラブ数《過去最高値を更新》

26,925か所【前年比300か所増】（令和2年：26,625か所）

うち、放課後子供教室との一体型 5,885か所【前年比328か所増】

※一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態（「新・放課後子ども総合プラン」に基づき1万箇所以上を一体型で実施）。

○放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

35,398 支援の単位【前年比 821 支援の単位増】（令和2年：34,577 支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体：13,416人【前年比 2,579人減】（令和2年：15,995人）
（学年別内訳）

小学1年生：2,009人【前年比 27人増】

小学2年生：1,982人【前年比 78人増】

小学3年生：3,364人【前年比 284人減】

小学4年生：3,786人【前年比 846人減】

小学5年生：1,613人【前年比 1,101人減】

小学6年生：662人【前年比 453人減】

- ・平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。
- ・待機児童数については対前年比で2,579人減少し、13,416人となった。
- ・待機児童数の学年別で見ると、小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は179人、小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は2,400人減少した。
- ・都道府県別では、東京都（3,361人）、埼玉県（1,230人）、千葉県（940人）で全体の約4割を占めている。

○放課後児童クラブの職員数：175,583人【前年比 9,858人増】

うち放課後児童支援員の数：99,162人【前年比 3,291人増】

うち認定資格研修を修了した者の数：90,790人【前年比 4,113人増】

うち補助員の数：74,113人【前年比 4,259人増】

うち育成支援の周辺業務を行う職員の数：2,308人【－】

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士：24,304人（24.5%）【前年比 387人増】

高等学校卒業等で、

2年以上児童福祉事業に従事した者：32,979人（33.3%）【前年比 1,252人増】

教育職員免許状を有する者：24,455人（24.7%）【前年比 6人減】

※（ ）内は放課後児童支援員の総数（99,162人）に占める割合

○18時半を超えて開所している放課後児童クラブ数

[平日]

16,058 か所 (59.7%*) 【前年比 672 か所増】 [令和2年: 15,386 か所 (57.8%*)]

(*) 平日に開所している放課後児童クラブ数 (令和3年: 26,920 か所、令和2年: 26,613 か所) に占める割合

[長期休暇等]

15,556 か所 (58.1%*) 【前年比 690 か所増】 [令和2年: 14,866 か所 (56.2%*)]

(*) 長期休暇等に開所している放課後児童クラブ数 (令和3年: 26,797 か所、令和2年: 26,442 か所) に占める割合

(参考) 18時半を超えて開所している放課後児童クラブの登録児童数

[平日] 841,803 人 (62.4%*) 【前年比 46,044 人増】 [令和2年: 795,759 人 (60.7%*)]

[長期休暇等] 816,291 人 (60.5%*) 【前年比 43,038 人増】 [令和2年: 773,253 人 (59.0%*)]

(*) 全登録児童数 (令和3年: 1,348,275 人、令和2年: 1,311,008 人) に占める割合

目次

概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	6
2	設置・運営主体別実施状況	…	7
3	設置場所の状況	…	7
4	登録児童数の規模別の状況	…	8
5	学年別登録児童数の状況	…	8
6	終了時刻の状況(平日)	…	9
7	待機児童数の学年別の状況	…	9

詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況	…	10
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	10
3	実施場所別クラブ数の状況	…	11
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	11
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	11
6	学年別登録児童数の状況	…	12
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	12
8	平日の開所時刻の状況	…	12
9	平日の終了時刻の状況	…	12
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	13
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	13
12	長期休暇等の開所状況	…	13
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	13
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	13
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	13
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	14
17	新1年生の受入開始の状況	…	14
18	専用区画の有無の状況	…	14
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	14
20	雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況	…	14
21	認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況	…	14
22	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	15
23	支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況	…	15
24	支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況	…	18
25	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	22
26	放課後児童支援員の資格の状況	…	22
27	放課後児童支援員の配置状況	…	23
28	放課後子供教室との連携の状況	…	23
29	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	23
30	市町村における対象児童の範囲	…	23
31	対象としていない児童への対応	…	23
32	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	23
33	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	24
34	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	24
35	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	24
36	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	…	25
37	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	25

38	放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況	…	26
39	指定管理者制度による実施の有無	…	26
40	おやつ提供の状況	…	26
41	保護者との連携の状況	…	27
42	育成支援の記録の状況	…	27
43	利用の開始等の情報提供の状況	…	27
44	運営規程の状況	…	27
45	放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数	…	27
46	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	27
47	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	28
48	学校との連携状況	…	28
49	保育所、幼稚園等との連携状況	…	28
50	地域、関係機関との連携状況	…	28
51	衛生管理・安全対策の状況	…	28
52	職場倫理の自覚の状況	…	28
53	要望・苦情への対応状況	…	29
54	研修受講機会の提供状況	…	29
55	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	29
56	運営内容の第三者評価の実施状況	…	29

都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	30
放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	31
放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	32
利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	33
令和3年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	34
利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	35
利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	36
放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	37
学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	38
同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	39

参考資料

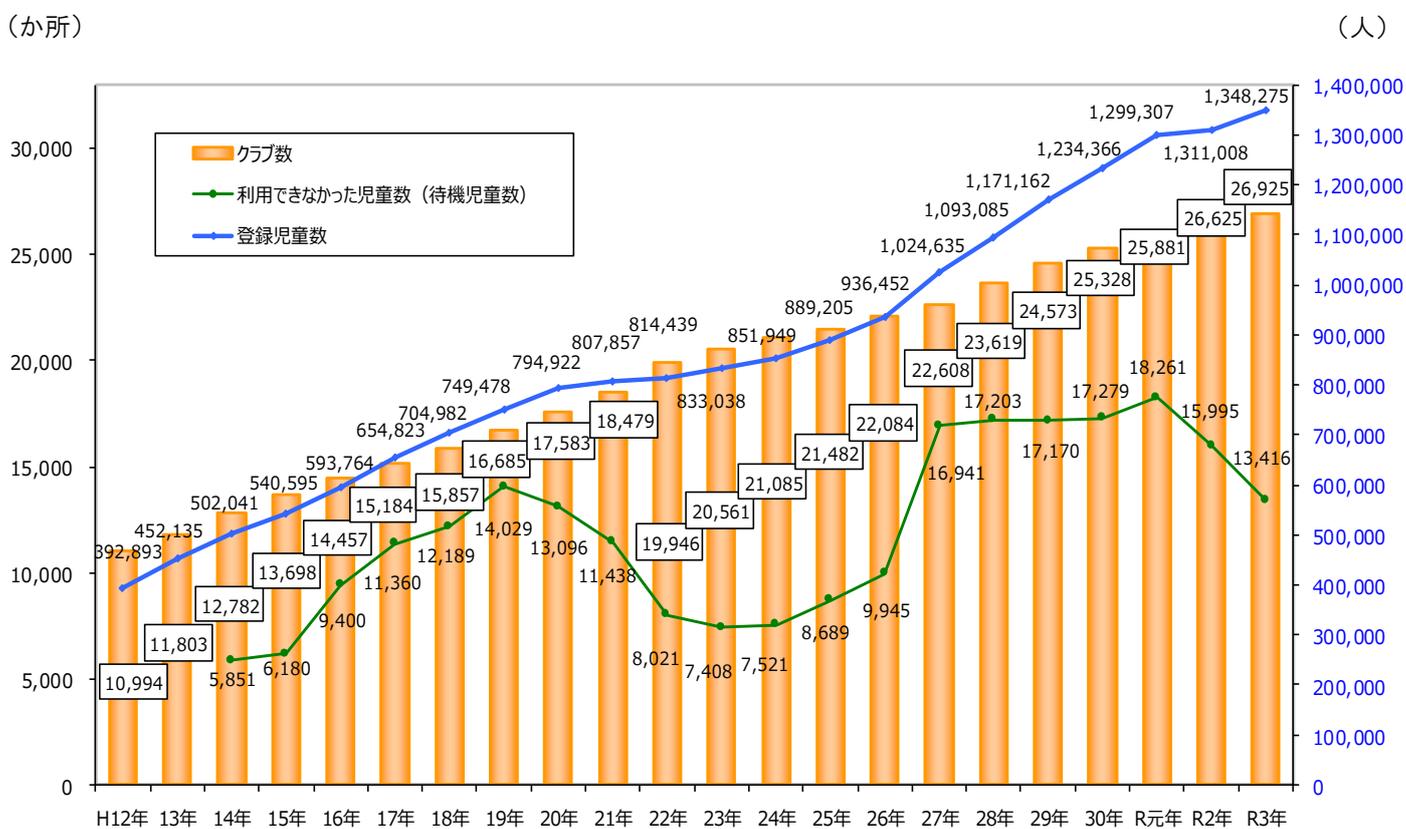
調査概要	…	40
------	---	----

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】(全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
 - ・登録児童数は、対前年37,267人増の1,348,275人、
 - ・クラブ数は、対前年300か所増の26,925か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年2,579人減少し、13,416人となっている。

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕

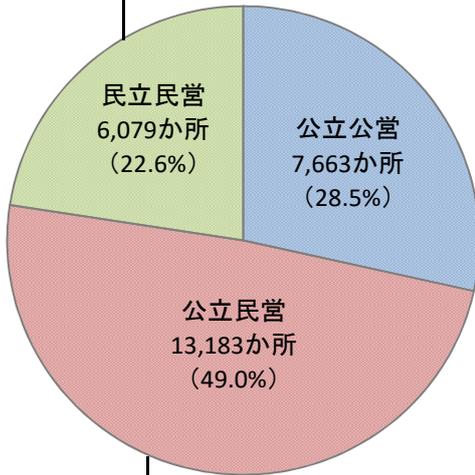


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査
 ※本調査は平成10年より実施

2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。

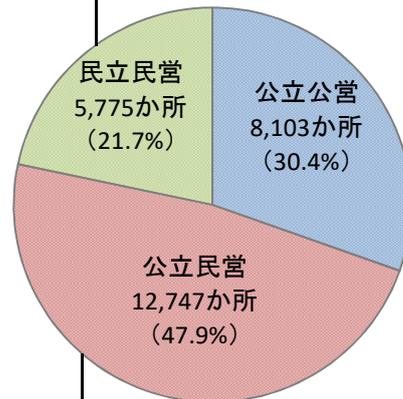
社会福祉法人	1,917か所	(7.1%)
NPO法人	1,066か所	(4.0%)
運営委員会	1,417か所	(5.3%)
保護者会		
その他	1,679か所	(6.2%)



社会福祉法人	3,693か所	(13.7%)
NPO法人	1,878か所	(7.0%)
運営委員会	3,198か所	(11.9%)
保護者会		
その他	4,414か所	(16.4%)

(参考) 令和2年

社会福祉法人	1,834か所	(6.9%)
NPO法人	982か所	(3.7%)
運営委員会	1,466か所	(5.5%)
保護者会		
その他	1,493か所	(5.6%)

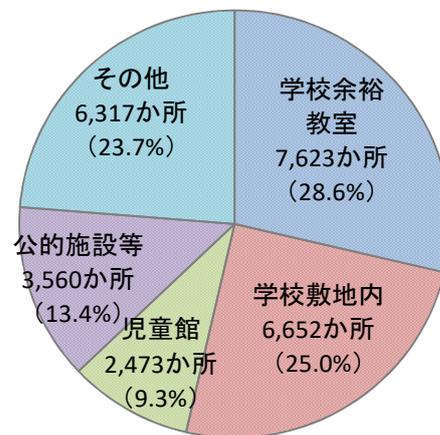
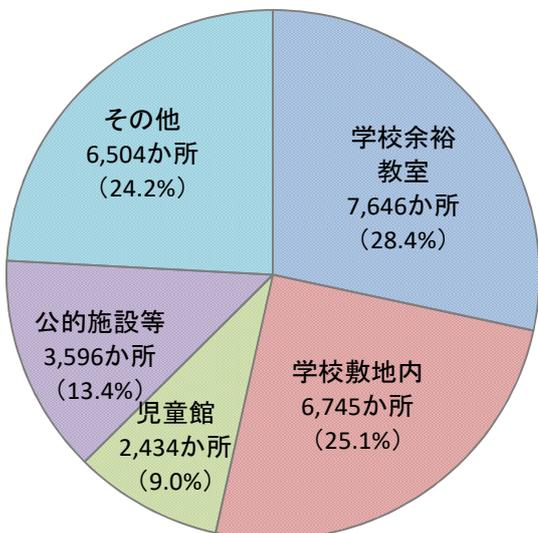


社会福祉法人	3,664か所	(13.8%)
NPO法人	1,835か所	(6.9%)
運営委員会	3,381か所	(12.7%)
保護者会		
その他	3,867か所	(14.5%)

3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。

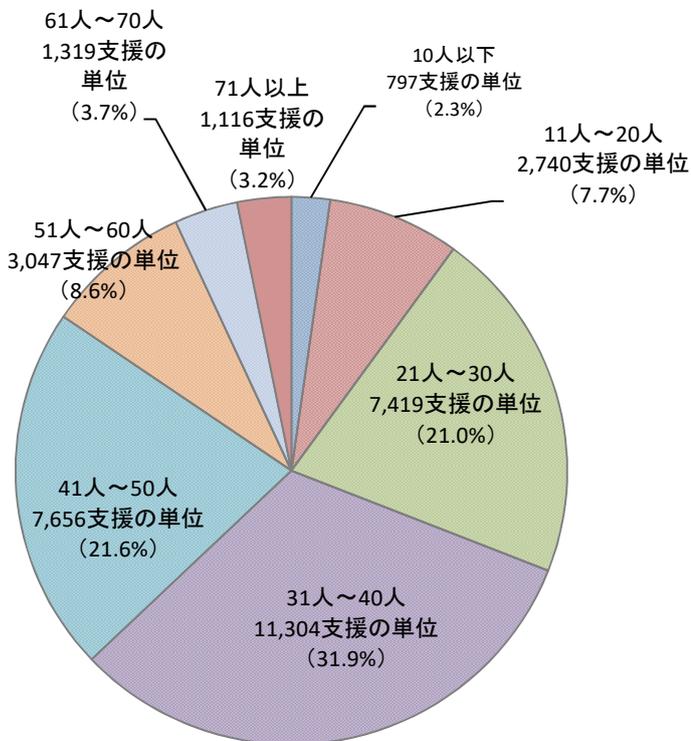
(参考) 令和2年



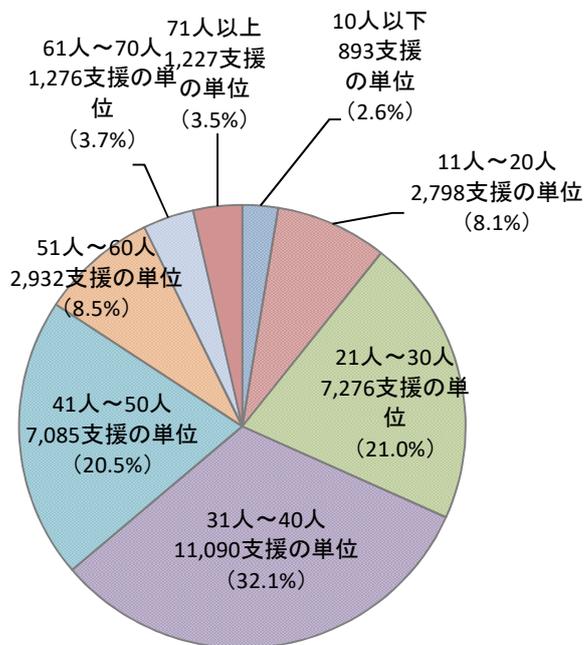
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。

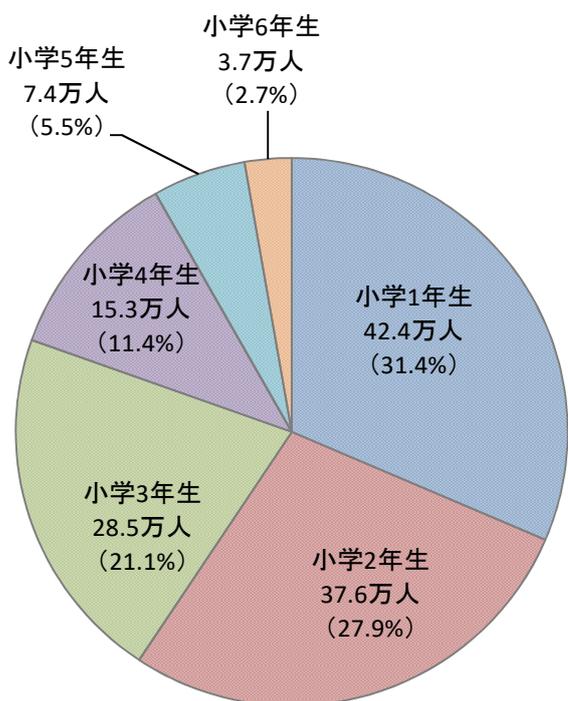


(参考)令和2年

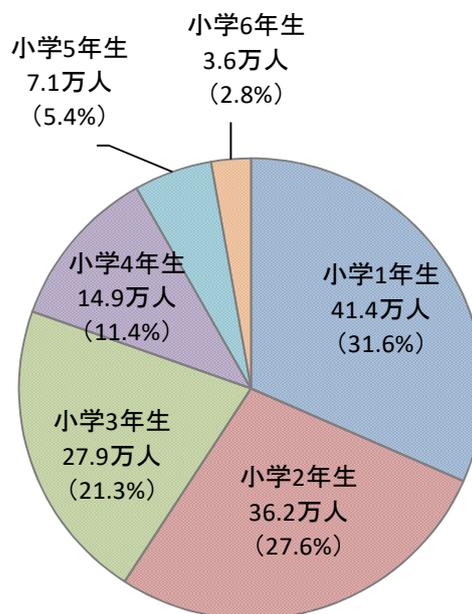


5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年（小学1年生から小学3年生）及び高学年（小学4年生から小学6年生）の割合は、ほぼ横ばいとなっている。

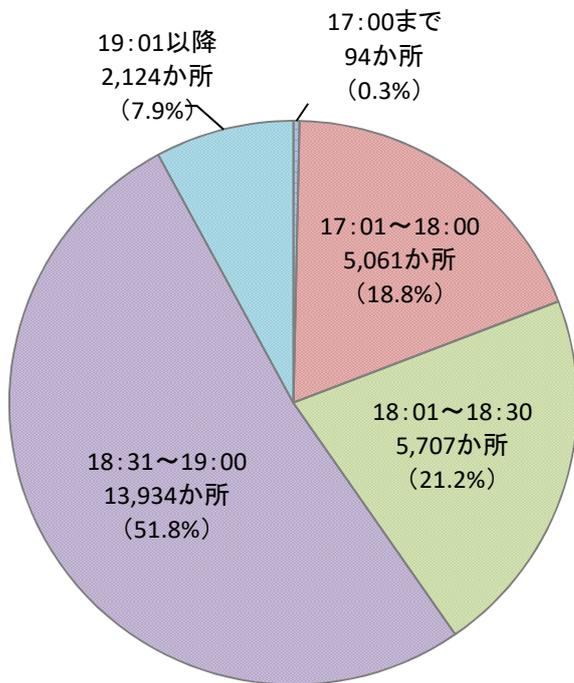


(参考)令和2年

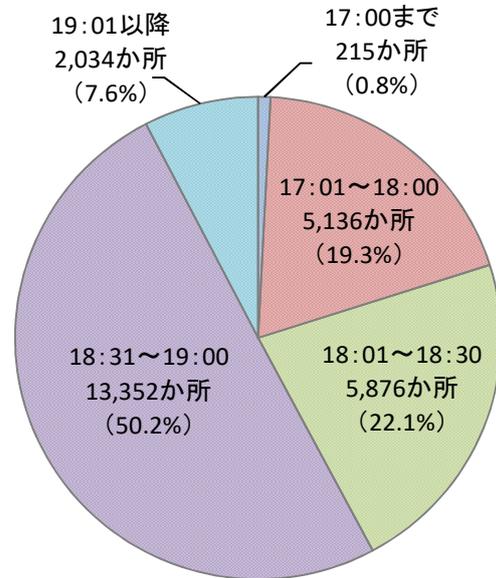


6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約60%を占めており、増加傾向にある。

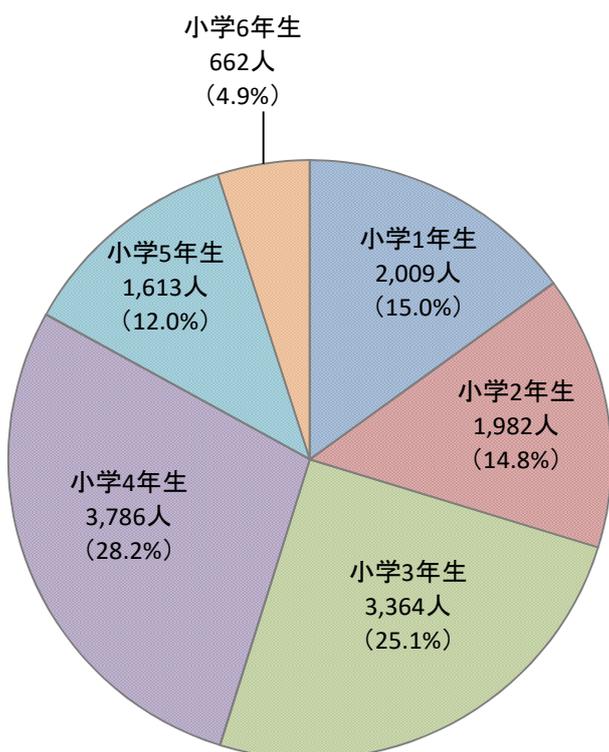


(参考)令和2年

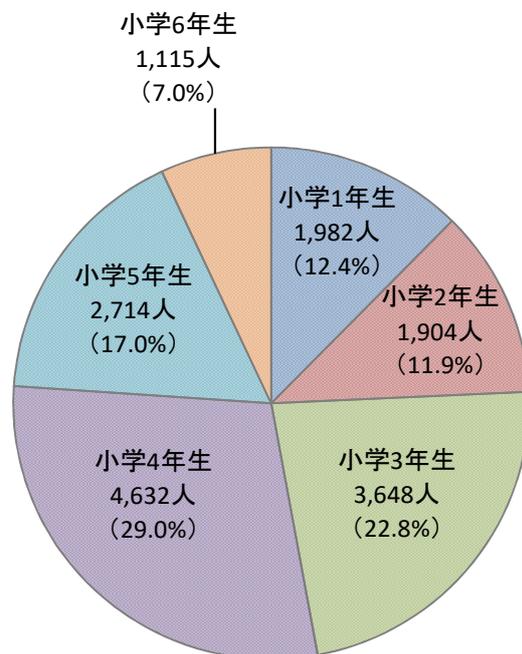


7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で179人減少、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で2,400人減少した。



(参考)令和2年



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和3年	令和2年	増減
クラブ数	26,925か所	26,625か所	300か所
支援の単位数	35,398支援の単位	34,577支援の単位	821支援の単位
利用定員数	1,498,667人	1,453,579人	45,088人
登録児童数	1,348,275人	1,311,008人	37,267人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,624市町村(93.3%) [1,741市町村]	1,623市町村(93.2%) [1,741市町村]	1市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,643小学校区(88.1%) [18,889小学校区]	16,628小学校区(87.5%) [19,011小学校区]	15小学校区 [▲122小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
クラブ数(か所)	26,625	25,881	25,328	24,573	23,619
増減	744	553	755	954	1,011
支援の単位数(支援の単位)	34,577	33,090	31,643	30,003	28,198
増減	1,487	1,447	1,640	1,805	1,670
利用定員数(人)	1,453,579	1,382,973	1,320,297	1,254,714	1,184,902
増減	70,606	62,676	65,583	69,812	67,231
登録児童数(人)	1,311,008	1,299,307	1,234,366	1,171,162	1,093,085
増減	11,701	64,941	63,204	78,077	68,450
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,623(93.2%) [1,741]	1,618(92.9%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]	1,606(92.2%) [1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和3年	令和2年	増減
公立公営	7,663 (28.5%)	8,103 (30.4%)	▲440
公立民営(合計)	13,183 (49.0%)	12,747 (47.9%)	436
社会福祉法人	3,693 (13.7%)	3,664 (13.8%)	29
公益社団法人等	1,230 (4.6%)	1,156 (4.3%)	74
NPO法人	1,878 (7.0%)	1,835 (6.9%)	43
運営委員会・保護者会	3,198 (11.9%)	3,381 (12.7%)	▲183
任意団体	274 (1.0%)	256 (1.0%)	18
株式会社	2,539 (9.4%)	2,109 (7.9%)	430
学校法人	214 (0.8%)	196 (0.7%)	18
その他	157 (0.6%)	150 (0.6%)	7
民立民営(合計)	6,079 (22.6%)	5,775 (21.7%)	304
社会福祉法人	1,917 (7.1%)	1,834 (6.9%)	83
公益社団法人等	432 (1.6%)	391 (1.5%)	41
NPO法人	1,066 (4.0%)	982 (3.7%)	84
運営委員会・保護者会	1,417 (5.3%)	1,466 (5.5%)	▲49
任意団体	85 (0.3%)	80 (0.3%)	5
株式会社	442 (1.6%)	354 (1.3%)	88
学校法人	311 (1.2%)	282 (1.1%)	29
その他	409 (1.5%)	386 (1.4%)	23
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和3年		令和2年		増減
小学校	14,391	(53.4%)	14,275	(53.6%)	116
：学校の余裕教室	7,646	(28.4%)	7,623	(28.6%)	23
：学校敷地内専用施設	6,745	(25.1%)	6,652	(25.0%)	93
児童館・児童センター	2,434	(9.0%)	2,473	(9.3%)	▲ 39
公的施設利用	1,532	(5.7%)	1,584	(5.9%)	▲ 52
民家・アパート	1,620	(6.0%)	1,598	(6.0%)	22
保育所	715	(2.7%)	774	(2.9%)	▲ 59
公有地専用施設	2,064	(7.7%)	1,976	(7.4%)	88
民有地専用施設	1,750	(6.5%)	1,658	(6.2%)	92
幼稚園	298	(1.1%)	299	(1.1%)	▲ 1
団地集会所	101	(0.4%)	100	(0.4%)	1
空き店舗	913	(3.4%)	811	(3.0%)	102
認定こども園	573	(2.1%)	536	(2.0%)	37
その他	534	(2.0%)	541	(2.0%)	▲ 7
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	797	(2.3%)	893	(2.6%)	▲ 96
11人～20人	2,740	(7.7%)	2,798	(8.1%)	▲ 58
21人～30人	7,419	(21.0%)	7,276	(21.0%)	143
31人～40人	11,304	(31.9%)	11,090	(32.1%)	214
41人～50人	7,656	(21.6%)	7,085	(20.5%)	571
51人～60人	3,047	(8.6%)	2,932	(8.5%)	115
61人～70人	1,319	(3.7%)	1,276	(3.7%)	43
71人以上	1,116	(3.2%)	1,227	(3.5%)	▲ 111
計	35,398	(100.0%)	34,577	(100.0%)	821

注：()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	645	(2.4%)	595	(2.2%)	50
11人～20人	2,068	(7.7%)	2,050	(7.7%)	18
21人～30人	3,995	(14.8%)	4,046	(15.2%)	▲ 51
31人～40人	6,089	(22.6%)	6,203	(23.3%)	▲ 114
41人～50人	4,888	(18.2%)	4,817	(18.1%)	71
51人～60人	2,728	(10.1%)	2,731	(10.3%)	▲ 3
61人～70人	1,805	(6.7%)	1,787	(6.7%)	18
71人以上	4,707	(17.5%)	4,396	(16.5%)	311
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	198	(0.6%)	200	(0.6%)	▲ 2
11人～20人	1,641	(4.6%)	1,694	(4.9%)	▲ 53
21人～30人	5,240	(14.8%)	5,163	(14.9%)	77
31人～40人	15,420	(43.6%)	14,963	(43.3%)	457
41人～50人	6,572	(18.6%)	6,233	(18.0%)	339
51人～60人	3,083	(8.7%)	2,944	(8.5%)	139
61人～70人	1,522	(4.3%)	1,492	(4.3%)	30
71人以上	1,553	(4.4%)	1,575	(4.6%)	▲ 22
設定していない	169	(0.5%)	313	(0.9%)	▲ 144
計	35,398	(100.0%)	34,577	(100.0%)	821

注：()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	135	(0.5%)	133	(0.5%)	2
11人～20人	1,148	(4.3%)	1,181	(4.4%)	▲33
21人～30人	2,749	(10.2%)	2,753	(10.3%)	▲4
31人～40人	8,914	(33.1%)	8,726	(32.8%)	188
41人～50人	4,115	(15.3%)	4,166	(15.6%)	▲51
51人～60人	2,557	(9.5%)	2,633	(9.9%)	▲76
61人～70人	1,838	(6.8%)	1,847	(6.9%)	▲9
71人以上	5,346	(19.9%)	5,001	(18.8%)	345
設定していない	123	(0.5%)	185	(0.7%)	▲62
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和3年		令和2年		増減
小学1年生	423,948	(31.4%)	414,050	(31.6%)	9,898
小学2年生	375,994	(27.9%)	361,607	(27.6%)	14,387
小学3年生	284,621	(21.1%)	278,695	(21.3%)	5,926
小学4年生	153,048	(11.4%)	148,941	(11.4%)	4,107
小学5年生	73,623	(5.5%)	71,370	(5.4%)	2,253
小学6年生	37,041	(2.7%)	36,345	(2.8%)	696
計	1,348,275	(100.0%)	1,311,008	(100.0%)	37,267

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和3年		令和2年		増減
199日以下	69	(0.3%)	57	(0.2%)	12
200日～249日	2,455	(9.1%)	2,030	(7.6%)	425
250日～279日	6,947	(25.8%)	6,916	(26.0%)	31
280日～299日	17,211	(63.9%)	17,387	(65.3%)	▲176
300日以上	243	(0.9%)	235	(0.9%)	8
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和3年		令和2年		増減
10:59以前	2,566	(9.5%)	2,508	(9.4%)	58
11:00～11:59	1,116	(4.1%)	1,166	(4.4%)	▲50
12:00～12:59	4,750	(17.6%)	4,755	(17.9%)	▲5
13:00～13:59	10,925	(40.6%)	10,942	(41.1%)	▲17
14:00以降	7,563	(28.1%)	7,242	(27.2%)	321
計	26,920	(100.0%)	26,613	(100.0%)	307

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,920]、[令和2年:26,613]は、平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和3年		令和2年		増減
17:00まで	94	(0.3%)	215	(0.8%)	▲121
17:01～18:00	5,061	(18.8%)	5,136	(19.3%)	▲75
18:01～18:30	5,707	(21.2%)	5,876	(22.1%)	▲169
18:31～19:00	13,934	(51.8%)	13,352	(50.2%)	582
19:01以降	2,124	(7.9%)	2,034	(7.6%)	90
計	26,920	(100.0%)	26,613	(100.0%)	307

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,920]、[令和2年:26,613]は、平日に開所しているクラブ数

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和3年	令和2年	増減
6:59以前	18 (0.1%)	13 (0.0%)	5
7:00～7:59	9,221 (34.4%)	8,837 (33.4%)	384
8:00～8:59	17,179 (64.1%)	17,239 (65.2%)	▲60
9:00～9:59	312 (1.2%)	290 (1.1%)	22
10:00以降	67 (0.3%)	63 (0.2%)	4
計	26,797 (100.0%)	26,442 (100.0%)	355

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,797]、[令和2年:26,442]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和3年	令和2年	増減
17:00まで	344 (1.3%)	353 (1.3%)	▲9
17:01～18:00	5,218 (19.5%)	5,452 (20.6%)	▲234
18:01～18:30	5,679 (21.2%)	5,771 (21.8%)	▲92
18:31～19:00	13,538 (50.5%)	12,984 (49.1%)	554
19:01以降	2,018 (7.5%)	1,882 (7.1%)	136
計	26,797 (100.0%)	26,442 (100.0%)	355

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,797]、[令和2年:26,442]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和3年	令和2年	増減
土曜日 〔上記のうち、毎週開所以外〕	24,342 (90.4%) 〔6,579〕	24,384 (91.6%) 〔6,440〕	▲42 〔139〕
日曜日	1,107 (4.1%)	1,413 (5.3%)	▲306
夏休み等	26,110 (97.0%)	25,841 (97.1%)	269

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:[]内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和3年	令和2年	増減
1人	5,035 (32.4%)	5,169 (34.1%)	▲134
2人	3,436 (22.1%)	3,341 (22.0%)	95
3人	2,320 (14.9%)	2,314 (15.3%)	6
4人	1,522 (9.8%)	1,437 (9.5%)	85
5人以上	3,251 (20.9%)	2,894 (19.1%)	357
計	15,564 (100.0%)	15,155 (100.0%)	409

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和3年:57.8%、令和2年:56.9%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和3年	令和2年	増減
障害児受入の 定員無し	11,530 (74.1%)	11,097 (73.2%)	433
障害児受入の 定員有り	4,034 (25.9%)	4,058 (26.8%)	▲24
計	15,564 (100.0%)	15,155 (100.0%)	409

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:15,564]、[令和2年:15,155]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和3年	令和2年	増減
小学1年生	12,235 (24.4%)	11,208 (24.4%)	1,027
小学2年生	12,517 (25.0%)	11,539 (25.1%)	978
小学3年生	11,050 (22.1%)	9,979 (21.7%)	1,071
小学4年生	7,187 (14.3%)	6,698 (14.6%)	489
小学5年生	4,457 (8.9%)	4,038 (8.8%)	419
小学6年生	2,647 (5.3%)	2,539 (5.5%)	108
計	50,093 (100.0%)	46,001 (100.0%)	4,092

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和3年:3.7%、令和2年:3.5%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
小学1年生	2,009 (15.0%) [33]	1,982 (12.4%) [39]	27 [▲6]
小学2年生	1,982 (14.8%) [11]	1,904 (11.9%) [15]	78 [▲4]
小学3年生	3,364 (25.1%) [16]	3,648 (22.8%) [31]	▲284 [▲15]
小学4年生	3,786 (28.2%) [33]	4,632 (29.0%) [51]	▲846 [▲18]
小学5年生	1,613 (12.0%) [26]	2,714 (17.0%) [51]	▲1,101 [▲25]
小学6年生	662 (4.9%) [14]	1,115 (7.0%) [17]	▲453 [▲3]
計	13,416 (100.0%) [133]	15,995 (100.0%) [204]	▲2,579 [▲71]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
4月1日より受入	26,569 (98.7%)	26,151 (98.2%)	418

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
専用区画有り	26,484 (98.4%)	26,170 (98.3%)	314

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
1.65㎡以上	22,227 (82.6%)	21,397 (80.4%)	830

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員	99,162 (56.5%)	95,871 (57.8%)	3,291
常勤職員	50,504 (28.8%)	48,712 (29.4%)	1,792
常勤職員以外	48,658 (27.7%)	47,159 (28.5%)	1,499
補助員	74,113 (42.2%)	69,854 (42.2%)	4,259
常勤職員	11,350 (6.5%)	10,844 (6.5%)	506
常勤職員以外	62,763 (35.7%)	59,010 (35.6%)	3,753
育成支援の周辺業務を行う職員	2,308 (1.3%)	—	—
常勤職員	517 (0.3%)	—	—
常勤職員以外	1,791 (1.0%)	—	—
常勤職員 計	62,371 (35.5%)	59,556 (35.9%)	2,815
常勤職員以外 計	113,212 (64.5%)	106,169 (64.1%)	7,043
計	175,583 (100.0%)	165,725 (100.0%)	9,858

注1:「育成支援の周辺業務を行う職員」は、平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。以下、同じ。

注2:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

21 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	90,790 (91.6%)	86,677 (90.4%)	4,113

注:()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和3年:99,162、令和2年:95,871)に対する割合である。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
1人	23 (0.1%)	145 (0.4%)	▲ 122
2人	4,635 (13.1%)	5,008 (14.5%)	▲ 373
3人	7,055 (19.9%)	7,016 (20.3%)	39
4人	7,359 (20.8%)	7,053 (20.4%)	306
5人以上	16,326 (46.1%)	15,355 (44.4%)	971
計	35,398 (100.0%)	34,577 (100.0%)	821

注:()内は各年の総数に対する割合である。人数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

23 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況

(支援の単位)

実施規模	令和3年	令和2年	増減
登録児童数10人以下			
配置職員数1名	7 (0.9%)	56 (6.7%)	▲ 49
配置職員数2名	509 (67.9%)	554 (66.3%)	▲ 45
配置職員数3名	170 (22.7%)	138 (16.5%)	32
配置職員数4名	46 (6.1%)	49 (5.9%)	▲ 3
配置職員数5名以上	18 (2.4%)	38 (4.6%)	▲ 20
小計	750 (100.0%)	835 (100.0%)	▲ 85
登録児童数11人～20人			
配置職員数1名	8 (0.3%)	43 (1.6%)	▲ 35
配置職員数2名	1,535 (57.0%)	1,615 (58.3%)	▲ 80
配置職員数3名	775 (28.8%)	772 (27.8%)	3
配置職員数4名	256 (9.5%)	234 (8.4%)	22
配置職員数5名以上	118 (4.4%)	108 (3.9%)	10
小計	2,692 (100.0%)	2,772 (100.0%)	▲ 80
登録児童数21人～30人			
配置職員数1名	14 (0.2%)	37 (0.5%)	▲ 23
配置職員数2名	2,890 (39.2%)	2,938 (40.7%)	▲ 48
配置職員数3名	2,733 (37.1%)	2,619 (36.3%)	114
配置職員数4名	1,185 (16.1%)	1,140 (15.8%)	45
配置職員数5名以上	543 (7.4%)	486 (6.7%)	57
小計	7,365 (100.0%)	7,220 (100.0%)	145
登録児童数31人～40人			
配置職員数1名	2 (0.0%)	19 (0.2%)	▲ 17
配置職員数2名	3,199 (28.4%)	3,468 (31.4%)	▲ 269
配置職員数3名	4,204 (37.4%)	4,015 (36.3%)	189
配置職員数4名	2,513 (22.3%)	2,334 (21.1%)	179
配置職員数5名以上	1,337 (11.9%)	1,212 (11.0%)	125
小計	11,255 (100.0%)	11,048 (100.0%)	207
登録児童数41人～50人			
配置職員数1名	3 (0.0%)	11 (0.2%)	▲ 8
配置職員数2名	1,524 (20.0%)	1,467 (20.8%)	57
配置職員数3名	2,576 (33.8%)	2,354 (33.4%)	222
配置職員数4名	2,077 (27.3%)	1,889 (26.8%)	188
配置職員数5名以上	1,439 (18.9%)	1,330 (18.9%)	109
小計	7,619 (100.0%)	7,051 (100.0%)	568
登録児童数51人～60人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	2 (0.1%)	▲ 2
配置職員数2名	409 (13.4%)	409 (14.0%)	0
配置職員数3名	849 (27.9%)	863 (29.5%)	▲ 14
配置職員数4名	858 (28.2%)	838 (28.6%)	20
配置職員数5名以上	927 (30.5%)	816 (27.9%)	111
小計	3,043 (100.0%)	2,928 (100.0%)	115
登録児童数61人～70人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	117 (8.9%)	129 (10.1%)	▲ 12
配置職員数3名	256 (19.5%)	273 (21.4%)	▲ 17
配置職員数4名	397 (30.2%)	377 (29.6%)	20
配置職員数5名以上	546 (41.5%)	496 (38.9%)	50
小計	1,316 (100.0%)	1,275 (100.0%)	41
登録児童数71人以上			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	42 (3.8%)	84 (6.9%)	▲ 42
配置職員数3名	145 (13.0%)	195 (15.9%)	▲ 50
配置職員数4名	241 (21.6%)	296 (24.2%)	▲ 55
配置職員数5名以上	686 (61.6%)	650 (53.1%)	36
小計	1,114 (100.0%)	1,225 (100.0%)	▲ 111
合計	35,154	34,354	800

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3日(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員の配置状況

(1)放課後児童支援員

				(支援の単位)		
実施規模	令和 3 年		令和 2 年		増減	
登録児童数10人以下						
放課後児童支援員数0名	3	(0.4%)	23	(2.8%)	▲ 20	
放課後児童支援員数1名	298	(39.7%)	414	(49.6%)	▲ 116	
放課後児童支援員数2名	387	(51.6%)	330	(39.5%)	▲ 57	
放課後児童支援員数3名	51	(6.8%)	46	(5.5%)	▲ 5	
放課後児童支援員数4名	7	(0.9%)	13	(1.6%)	▲ 6	
放課後児童支援員数5名以上	4	(0.5%)	9	(1.1%)	▲ 5	
小計	750	(100.0%)	835	(100.0%)	▲ 85	
登録児童数11人～20人						
放課後児童支援員数0名	9	(0.3%)	88	(3.2%)	▲ 79	
放課後児童支援員数1名	999	(37.1%)	1,068	(38.5%)	▲ 69	
放課後児童支援員数2名	1,287	(47.8%)	1,233	(44.5%)	▲ 54	
放課後児童支援員数3名	303	(11.3%)	298	(10.8%)	▲ 5	
放課後児童支援員数4名	62	(2.3%)	62	(2.2%)	0	
放課後児童支援員数5名以上	32	(1.2%)	23	(0.8%)	▲ 9	
小計	2,692	(100.0%)	2,772	(100.0%)	▲ 80	
登録児童数21人～30人						
放課後児童支援員数0名	17	(0.2%)	178	(2.5%)	▲ 161	
放課後児童支援員数1名	2,184	(29.7%)	2,384	(33.0%)	▲ 200	
放課後児童支援員数2名	3,466	(47.1%)	3,088	(42.8%)	▲ 378	
放課後児童支援員数3名	1,262	(17.1%)	1,150	(15.9%)	▲ 112	
放課後児童支援員数4名	354	(4.8%)	305	(4.2%)	▲ 49	
放課後児童支援員数5名以上	82	(1.1%)	115	(1.6%)	▲ 33	
小計	7,365	(100.0%)	7,220	(100.0%)	▲ 145	
登録児童数31人～40人						
放課後児童支援員数0名	23	(0.2%)	231	(2.1%)	▲ 208	
放課後児童支援員数1名	2,905	(25.8%)	3,115	(28.2%)	▲ 210	
放課後児童支援員数2名	4,984	(44.3%)	4,720	(42.7%)	▲ 264	
放課後児童支援員数3名	2,304	(20.5%)	2,152	(19.5%)	▲ 152	
放課後児童支援員数4名	786	(7.0%)	623	(5.6%)	▲ 163	
放課後児童支援員数5名以上	253	(2.2%)	207	(1.9%)	▲ 46	
小計	11,255	(100.0%)	11,048	(100.0%)	▲ 207	
登録児童数41人～50人						
放課後児童支援員数0名	6	(0.1%)	115	(1.6%)	▲ 109	
放課後児童支援員数1名	1,487	(19.5%)	1,612	(22.9%)	▲ 125	
放課後児童支援員数2名	3,278	(43.0%)	2,852	(40.4%)	▲ 426	
放課後児童支援員数3名	1,809	(23.7%)	1,543	(21.9%)	▲ 266	
放課後児童支援員数4名	756	(9.9%)	663	(9.4%)	▲ 93	
放課後児童支援員数5名以上	283	(3.7%)	266	(3.8%)	▲ 17	
小計	7,619	(100.0%)	7,051	(100.0%)	▲ 568	
登録児童数51人～60人						
放課後児童支援員数0名	4	(0.1%)	27	(0.9%)	▲ 23	
放課後児童支援員数1名	501	(16.5%)	563	(19.2%)	▲ 62	
放課後児童支援員数2名	1,144	(37.6%)	1,115	(38.1%)	▲ 29	
放課後児童支援員数3名	792	(26.0%)	672	(23.0%)	▲ 120	
放課後児童支援員数4名	371	(12.2%)	347	(11.9%)	▲ 24	
放課後児童支援員数5名以上	231	(7.6%)	204	(7.0%)	▲ 27	
小計	3,043	(100.0%)	2,928	(100.0%)	▲ 115	
登録児童数61人～70人						
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	16	(1.3%)	▲ 16	
放課後児童支援員数1名	171	(13.0%)	227	(17.8%)	▲ 56	
放課後児童支援員数2名	471	(35.8%)	417	(32.7%)	▲ 54	
放課後児童支援員数3名	318	(24.2%)	296	(23.2%)	▲ 22	
放課後児童支援員数4名	223	(16.9%)	198	(15.5%)	▲ 25	
放課後児童支援員数5名以上	133	(10.1%)	121	(9.5%)	▲ 12	
小計	1,316	(100.0%)	1,275	(100.0%)	▲ 41	
登録児童数71人以上						
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	33	(2.7%)	▲ 33	
放課後児童支援員数1名	101	(9.1%)	129	(10.5%)	▲ 28	
放課後児童支援員数2名	297	(26.7%)	353	(28.8%)	▲ 56	
放課後児童支援員数3名	263	(23.6%)	284	(23.2%)	▲ 21	
放課後児童支援員数4名	171	(15.4%)	187	(15.3%)	▲ 16	
放課後児童支援員数5名以上	282	(25.3%)	239	(19.5%)	▲ 43	
小計	1,114	(100.0%)	1,225	(100.0%)	▲ 111	
合計	35,154		34,354		▲ 800	

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員

(支援の単位)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
登録児童数10人以下					
放課後児童支援員数0名	46	(6.1%)	78	(9.3%)	▲ 32
放課後児童支援員数1名	333	(44.4%)	439	(52.6%)	▲ 106
放課後児童支援員数2名	324	(43.2%)	265	(31.7%)	▲ 59
放課後児童支援員数3名	40	(5.3%)	34	(4.1%)	▲ 6
放課後児童支援員数4名	5	(0.7%)	12	(1.4%)	▲ 7
放課後児童支援員数5名以上	2	(0.3%)	7	(0.8%)	▲ 5
小計	750	(100.0%)	835	(100.0%)	▲ 85
登録児童数11人～20人					
放課後児童支援員数0名	89	(3.3%)	161	(5.8%)	▲ 72
放課後児童支援員数1名	1,151	(42.8%)	1,217	(43.9%)	▲ 66
放課後児童支援員数2名	1,148	(42.6%)	1,109	(40.0%)	▲ 39
放課後児童支援員数3名	239	(8.9%)	227	(8.2%)	▲ 12
放課後児童支援員数4名	45	(1.7%)	48	(1.7%)	▲ 3
放課後児童支援員数5名以上	20	(0.7%)	10	(0.4%)	▲ 10
小計	2,692	(100.0%)	2,772	(100.0%)	▲ 80
登録児童数21人～30人					
放課後児童支援員数0名	204	(2.8%)	321	(4.4%)	▲ 117
放課後児童支援員数1名	2,590	(35.2%)	2,757	(38.2%)	▲ 167
放課後児童支援員数2名	3,244	(44.0%)	2,935	(40.7%)	▲ 309
放課後児童支援員数3名	1,024	(13.9%)	926	(12.8%)	▲ 98
放課後児童支援員数4名	249	(3.4%)	211	(2.9%)	▲ 38
放課後児童支援員数5名以上	54	(0.7%)	70	(1.0%)	▲ 16
小計	7,365	(100.0%)	7,220	(100.0%)	▲ 145
登録児童数31人～40人					
放課後児童支援員数0名	215	(1.9%)	384	(3.5%)	▲ 169
放課後児童支援員数1名	3,388	(30.1%)	3,688	(33.4%)	▲ 300
放課後児童支援員数2名	4,954	(44.0%)	4,677	(42.3%)	▲ 277
放課後児童支援員数3名	1,976	(17.6%)	1,742	(15.8%)	▲ 234
放課後児童支援員数4名	561	(5.0%)	424	(3.8%)	▲ 137
放課後児童支援員数5名以上	161	(1.4%)	133	(1.2%)	▲ 28
小計	11,255	(100.0%)	11,048	(100.0%)	▲ 207
登録児童数41人～50人					
放課後児童支援員数0名	99	(1.3%)	212	(3.0%)	▲ 113
放課後児童支援員数1名	1,847	(24.2%)	1,953	(27.7%)	▲ 106
放課後児童支援員数2名	3,252	(42.7%)	2,905	(41.2%)	▲ 347
放課後児童支援員数3名	1,643	(21.6%)	1,364	(19.3%)	▲ 279
放課後児童支援員数4名	588	(7.7%)	449	(6.4%)	▲ 139
放課後児童支援員数5名以上	190	(2.5%)	168	(2.4%)	▲ 22
小計	7,619	(100.0%)	7,051	(100.0%)	▲ 568
登録児童数51人～60人					
放課後児童支援員数0名	33	(1.1%)	85	(2.9%)	▲ 52
放課後児童支援員数1名	591	(19.4%)	678	(23.2%)	▲ 87
放課後児童支援員数2名	1,201	(39.5%)	1,160	(39.6%)	▲ 41
放課後児童支援員数3名	744	(24.4%)	610	(20.8%)	▲ 134
放課後児童支援員数4名	305	(10.0%)	274	(9.4%)	▲ 31
放課後児童支援員数5名以上	169	(5.6%)	121	(4.1%)	▲ 48
小計	3,043	(100.0%)	2,928	(100.0%)	▲ 115
登録児童数61人～70人					
放課後児童支援員数0名	7	(0.5%)	38	(3.0%)	▲ 31
放課後児童支援員数1名	224	(17.0%)	294	(23.1%)	▲ 70
放課後児童支援員数2名	485	(36.9%)	432	(33.9%)	▲ 53
放課後児童支援員数3名	300	(22.8%)	283	(22.2%)	▲ 17
放課後児童支援員数4名	204	(15.5%)	151	(11.8%)	▲ 53
放課後児童支援員数5名以上	96	(7.3%)	77	(6.0%)	▲ 19
小計	1,316	(100.0%)	1,275	(100.0%)	▲ 41
登録児童数71人以上					
放課後児童支援員数0名	7	(0.6%)	20	(1.6%)	▲ 13
放課後児童支援員数1名	134	(12.0%)	217	(17.7%)	▲ 83
放課後児童支援員数2名	344	(30.9%)	402	(32.8%)	▲ 58
放課後児童支援員数3名	260	(23.3%)	278	(22.7%)	▲ 18
放課後児童支援員数4名	162	(14.5%)	143	(11.7%)	▲ 19
放課後児童支援員数5名以上	207	(18.6%)	165	(13.5%)	▲ 42
小計	1,114	(100.0%)	1,225	(100.0%)	▲ 111
合計	35,154		34,354		▲ 800

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3日(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

24 支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況

(1) 平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
配置職員数1名	436	(1.2%)	2,994	(8.7%)	▲ 2,558
配置職員数2名	12,281	(34.7%)	11,843	(34.3%)	438
配置職員数3名	5,823	(16.5%)	5,636	(16.3%)	187
配置職員数4名	2,414	(6.8%)	2,326	(6.7%)	88
配置職員数5名以上	1,624	(4.6%)	1,626	(4.7%)	▲ 2
14:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
配置職員数1名	41	(0.1%)	256	(0.7%)	▲ 215
配置職員数2名	11,075	(31.3%)	11,347	(32.8%)	▲ 272
配置職員数3名	12,155	(34.3%)	11,636	(33.7%)	519
配置職員数4名	6,870	(19.4%)	6,452	(18.7%)	418
配置職員数5名以上	4,968	(14.0%)	4,624	(13.4%)	344
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
配置職員数1名	661	(1.9%)	2,266	(6.6%)	▲ 1,605
配置職員数2名	12,561	(35.5%)	11,818	(34.2%)	743
配置職員数3名	2,947	(8.3%)	2,601	(7.5%)	346
配置職員数4名	936	(2.6%)	830	(2.4%)	106
配置職員数5名以上	541	(1.5%)	547	(1.6%)	▲ 6

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

(2) 土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
配置職員数1名	344	(1.0%)	1,208	(3.5%)	▲ 864
配置職員数2名	4,579	(12.9%)	4,615	(13.3%)	▲ 36
配置職員数3名	637	(1.8%)	733	(2.1%)	▲ 96
配置職員数4名	182	(0.5%)	227	(0.7%)	▲ 45
配置職員数5名以上	69	(0.2%)	88	(0.3%)	▲ 19
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
配置職員数1名	572	(1.6%)	1,615	(4.7%)	▲ 1,043
配置職員数2名	12,788	(36.1%)	12,813	(37.1%)	▲ 25
配置職員数3名	4,452	(12.6%)	4,280	(12.4%)	172
配置職員数4名	2,647	(7.5%)	2,425	(7.0%)	222
配置職員数5名以上	1,343	(3.8%)	1,216	(3.5%)	127
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
配置職員数1名	344	(1.0%)	1,149	(3.3%)	▲ 805
配置職員数2名	6,202	(17.5%)	5,650	(16.3%)	552
配置職員数3名	480	(1.4%)	523	(1.5%)	▲ 43
配置職員数4名	116	(0.3%)	153	(0.4%)	▲ 37
配置職員数5名以上	98	(0.3%)	182	(0.5%)	▲ 84

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,357	(99.9%)	34,498	(99.8%)	859
配置職員数1名	2	(0.0%)	11	(0.0%)	▲ 9
配置職員数2名	30	(0.1%)	53	(0.2%)	▲ 23
配置職員数3名	3	(0.0%)	7	(0.0%)	▲ 4
配置職員数4名	5	(0.0%)	6	(0.0%)	▲ 1
配置職員数5名以上	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲ 1
8:00~18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,299	(99.7%)	34,441	(99.6%)	858
配置職員数1名	2	(0.0%)	11	(0.0%)	▲ 9
配置職員数2名	70	(0.2%)	68	(0.2%)	2
配置職員数3名	12	(0.0%)	31	(0.1%)	▲ 19
配置職員数4名	11	(0.0%)	12	(0.0%)	▲ 1
配置職員数5名以上	4	(0.0%)	14	(0.0%)	▲ 10
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,365	(99.9%)	34,513	(99.8%)	852
配置職員数1名	1	(0.0%)	6	(0.0%)	▲ 5
配置職員数2名	27	(0.1%)	49	(0.1%)	▲ 22
配置職員数3名	3	(0.0%)	4	(0.0%)	▲ 1
配置職員数4名	2	(0.0%)	3	(0.0%)	▲ 1
配置職員数5名以上	0	(0.0%)	2	(0.0%)	▲ 2

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

【参考】支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員の配置状況

(1)放課後児童支援員

①平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
放課後児童支援員数0名	57	(0.2%)	756	(2.2%)	▲ 699
放課後児童支援員数1名	7,758	(21.9%)	9,836	(28.4%)	▲ 2,078
放課後児童支援員数2名	10,289	(29.1%)	9,811	(28.4%)	478
放課後児童支援員数3名	3,122	(8.8%)	2,803	(8.1%)	319
放課後児童支援員数4名	865	(2.4%)	819	(2.4%)	46
放課後児童支援員数5名以上	487	(1.4%)	400	(1.2%)	87
14:00~18:30					
開所時間外	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
放課後児童支援員数0名	72	(0.2%)	817	(2.4%)	▲ 745
放課後児童支援員数1名	9,983	(28.2%)	10,659	(30.8%)	▲ 676
放課後児童支援員数2名	15,085	(42.6%)	13,797	(39.9%)	1,288
放課後児童支援員数3名	6,530	(18.4%)	5,911	(17.1%)	619
放課後児童支援員数4名	2,311	(6.5%)	2,074	(6.0%)	237
放課後児童支援員数5名以上	1,128	(3.2%)	1,057	(3.1%)	71
18:31以降					
開所時間外	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
放課後児童支援員数0名	84	(0.2%)	670	(1.9%)	▲ 586
放課後児童支援員数1名	7,800	(22.0%)	8,782	(25.4%)	▲ 982
放課後児童支援員数2名	7,930	(22.4%)	7,110	(20.6%)	820
放課後児童支援員数3名	1,352	(3.8%)	1,071	(3.1%)	281
放課後児童支援員数4名	302	(0.9%)	286	(0.8%)	16
放課後児童支援員数5名以上	178	(0.5%)	143	(0.4%)	35

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
放課後児童支援員数0名	75	(0.2%)	385	(1.1%)	▲310
放課後児童支援員数1名	2,910	(8.2%)	3,866	(11.2%)	▲956
放課後児童支援員数2名	2,481	(7.0%)	2,268	(6.6%)	213
放課後児童支援員数3名	270	(0.8%)	270	(0.8%)	0
放課後児童支援員数4名	58	(0.2%)	64	(0.2%)	▲6
放課後児童支援員数5名以上	17	(0.0%)	18	(0.1%)	▲1
8:00～18:30					
開所時間外	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
放課後児童支援員数0名	229	(0.6%)	785	(2.3%)	▲556
放課後児童支援員数1名	8,527	(24.1%)	9,549	(27.6%)	▲1,022
放課後児童支援員数2名	9,688	(27.4%)	8,939	(25.9%)	749
放課後児童支援員数3名	2,189	(6.2%)	2,057	(5.9%)	132
放課後児童支援員数4名	795	(2.2%)	691	(2.0%)	104
放課後児童支援員数5名以上	374	(1.1%)	328	(0.9%)	46
18:31以降					
開所時間外	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
放課後児童支援員数0名	72	(0.2%)	325	(0.9%)	▲253
放課後児童支援員数1名	4,306	(12.2%)	5,021	(14.5%)	▲715
放課後児童支援員数2名	2,596	(7.3%)	2,044	(5.9%)	552
放課後児童支援員数3名	177	(0.5%)	175	(0.5%)	2
放課後児童支援員数4名	36	(0.1%)	41	(0.1%)	▲5
放課後児童支援員数5名以上	53	(0.1%)	51	(0.1%)	2

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	35,357	(99.9%)	34,498	(99.8%)	859
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	4	(0.0%)	▲4
放課後児童支援員数1名	17	(0.0%)	51	(0.1%)	▲34
放課後児童支援員数2名	19	(0.1%)	17	(0.0%)	2
放課後児童支援員数3名	3	(0.0%)	5	(0.0%)	▲2
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	2	(0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
8:00～18:30					
開所時間外	35,299	(99.7%)	34,441	(99.6%)	858
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	4	(0.0%)	▲4
放課後児童支援員数1名	45	(0.1%)	74	(0.2%)	▲29
放課後児童支援員数2名	42	(0.1%)	37	(0.1%)	5
放課後児童支援員数3名	7	(0.0%)	10	(0.0%)	▲3
放課後児童支援員数4名	5	(0.0%)	8	(0.0%)	▲3
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	3	(0.0%)	▲3
18:31以降					
開所時間外	35,365	(99.9%)	34,513	(99.8%)	852
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	7	(0.0%)	▲7
放課後児童支援員数1名	18	(0.1%)	37	(0.1%)	▲19
放課後児童支援員数2名	12	(0.0%)	18	(0.1%)	▲6
放課後児童支援員数3名	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲1
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	0	(0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員

①平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
放課後児童支援員数0名	587	(1.7%)	1,481	(4.3%)	▲ 894
放課後児童支援員数1名	8,629	(24.4%)	10,713	(31.0%)	▲ 2,084
放課後児童支援員数2名	9,634	(27.2%)	9,012	(26.1%)	622
放課後児童支援員数3名	2,646	(7.5%)	2,330	(6.7%)	316
放課後児童支援員数4名	701	(2.0%)	605	(1.7%)	96
放課後児童支援員数5名以上	381	(1.1%)	284	(0.8%)	97
14:00～18:30					
開所時間外	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
放課後児童支援員数0名	821	(2.3%)	1,571	(4.5%)	▲ 750
放課後児童支援員数1名	11,664	(33.0%)	12,434	(36.0%)	▲ 770
放課後児童支援員数2名	14,508	(41.0%)	13,269	(38.4%)	1,239
放課後児童支援員数3名	5,590	(15.8%)	4,940	(14.3%)	650
放課後児童支援員数4名	1,753	(5.0%)	1,455	(4.2%)	298
放課後児童支援員数5名以上	773	(2.2%)	646	(1.9%)	127
18:31以降					
開所時間外	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
放課後児童支援員数0名	646	(1.8%)	1,355	(3.9%)	▲ 709
放課後児童支援員数1名	8,464	(23.9%)	9,438	(27.3%)	▲ 974
放課後児童支援員数2名	7,123	(20.1%)	6,147	(17.8%)	976
放課後児童支援員数3名	1,121	(3.2%)	874	(2.5%)	247
放課後児童支援員数4名	215	(0.6%)	193	(0.6%)	22
放課後児童支援員数5名以上	77	(0.2%)	55	(0.2%)	22

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
放課後児童支援員数0名	293	(0.8%)	705	(2.0%)	▲ 412
放課後児童支援員数1名	3,081	(8.7%)	4,065	(11.8%)	▲ 984
放課後児童支援員数2名	2,163	(6.1%)	1,836	(5.3%)	327
放課後児童支援員数3名	223	(0.6%)	206	(0.6%)	17
放課後児童支援員数4名	42	(0.1%)	49	(0.1%)	▲ 7
放課後児童支援員数5名以上	9	(0.0%)	10	(0.0%)	▲ 1
8:00～18:30					
開所時間外	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
放課後児童支援員数0名	825	(2.3%)	1,569	(4.5%)	▲ 744
放課後児童支援員数1名	9,808	(27.7%)	10,488	(30.3%)	▲ 680
放課後児童支援員数2名	8,434	(23.8%)	7,941	(23.0%)	493
放課後児童支援員数3名	1,880	(5.3%)	1,667	(4.8%)	213
放課後児童支援員数4名	628	(1.8%)	486	(1.4%)	142
放課後児童支援員数5名以上	227	(0.6%)	198	(0.6%)	29
18:31以降					
開所時間外	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
放課後児童支援員数0名	200	(0.6%)	572	(1.7%)	▲ 372
放課後児童支援員数1名	4,918	(13.9%)	5,149	(14.9%)	▲ 231
放課後児童支援員数2名	1,926	(5.4%)	1,730	(5.0%)	196
放課後児童支援員数3名	161	(0.5%)	165	(0.5%)	▲ 4
放課後児童支援員数4名	22	(0.1%)	32	(0.1%)	▲ 10
放課後児童支援員数5名以上	13	(0.0%)	9	(0.0%)	4

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
7:59以前			
開所時間外	35,357 (99.9%)	34,498 (99.8%)	859
放課後児童支援員数0名	3 (0.0%)	22 (0.1%)	▲19
放課後児童支援員数1名	21 (0.1%)	39 (0.1%)	▲18
放課後児童支援員数2名	12 (0.0%)	16 (0.0%)	▲4
放課後児童支援員数3名	3 (0.0%)	2 (0.0%)	1
放課後児童支援員数4名	2 (0.0%)	0 (0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
8:00～18:30			
開所時間外	35,299 (99.7%)	34,441 (99.6%)	858
放課後児童支援員数0名	9 (0.0%)	29 (0.1%)	▲20
放課後児童支援員数1名	53 (0.1%)	68 (0.2%)	▲15
放課後児童支援員数2名	29 (0.1%)	28 (0.1%)	1
放課後児童支援員数3名	5 (0.0%)	4 (0.0%)	1
放課後児童支援員数4名	3 (0.0%)	4 (0.0%)	▲1
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	3 (0.0%)	▲3
18:31以降			
開所時間外	35,365 (99.9%)	34,513 (99.8%)	852
放課後児童支援員数0名	3 (0.0%)	20 (0.1%)	▲17
放課後児童支援員数1名	17 (0.0%)	30 (0.1%)	▲13
放課後児童支援員数2名	10 (0.0%)	13 (0.0%)	▲3
放課後児童支援員数3名	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0
放課後児童支援員数4名	2 (0.0%)	0 (0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。
 注2:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注3:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	272 (11.4%)	242 (10.4%)	30

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和3年:2,377、令和2年:2,324)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	24,304 (24.5%)	23,917 (24.9%)	387
設備運営基準第10条第3項二号	742 (0.7%)	684 (0.7%)	58
設備運営基準第10条第3項三号	32,979 (33.3%)	31,727 (33.1%)	1,252
設備運営基準第10条第3項四号	24,455 (24.7%)	24,461 (25.5%)	▲6
設備運営基準第10条第3項五号	1,817 (1.8%)	1,794 (1.9%)	23
設備運営基準第10条第3項六号	204 (0.2%)	130 (0.1%)	74
設備運営基準第10条第3項七号	82 (0.1%)	93 (0.1%)	▲11
設備運営基準第10条第3項八号	60 (0.1%)	59 (0.1%)	1
設備運営基準第10条第3項九号	11,509 (11.6%)	10,158 (10.6%)	1,351
設備運営基準第10条第3項十号	2,961 (3.0%)	2,774 (2.9%)	187
その他	49 (0.0%)	74 (0.1%)	▲25
計	99,162 (100.0%)	95,871 (100.0%)	3,291

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤以外を区別しない。
 注2:設備運営基準第10条第3項
 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
 二 社会福祉士の資格を有する者
 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。))であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)(において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。))
 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
 注3:「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

27 放課後児童支援員の配置状況

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	35,092 (99.8%)	33,643 (97.9%)	1,449
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	34,454 (98.0%)	33,055 (96.2%)	1,399

注:()内は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)~16日(日)、令和2年:7月3日(金)~5日(日))の間に開所した全支援の単位数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和3年	令和2年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,994 (52.0%)	13,578 (51.0%)	416
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,491 (35.2%)	8,991 (33.8%)	500
うち同一小学校内で実施	5,885 (40.9%)	5,557 (38.9%)	328
学校の余裕教室	3,255 (22.6%)	2,984 (20.9%)	271
学校敷地内専用施設	2,630 (18.3%)	2,573 (18.0%)	57

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。
 注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。
 注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和3年:14,391、令和2年:14,275)に対する割合である。

29 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
点検・確認有り	1,533 (94.4%)	1,530 (94.3%)	3

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

30 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	48 (3.0%)	52 (3.2%)	▲4
小学校4年生まで	39 (2.4%)	40 (2.5%)	▲1
小学校5年生まで	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0
小学校6年生まで	1,536 (94.6%)	1,530 (94.3%)	6
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。
 注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

31 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
放課後子供教室により対応している	26 (29.5%)	29 (31.2%)	▲3
自治体独自の放課後児童対策により対応している	2 (2.3%)	3 (3.2%)	▲1
児童館により対応している	15 (17.0%)	15 (16.1%)	0
その他	18 (20.5%)	18 (19.4%)	0
特に対応していない	27 (30.7%)	28 (30.1%)	▲1
計	88 (100.0%)	93 (100.0%)	▲5

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和3年:88、令和2年:93)に対する割合である。

32 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,521 (93.7%)	1,518 (93.5%)	3

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。
 注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

33 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	891 (54.9%)	905 (55.8%)	▲ 14

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

34 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和3年	令和2年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	16 (1.0%)	16 (1.0%)	0
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	289 (17.8%)	292 (18.0%)	▲ 3
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,319 (81.2%)	1,315 (81.0%)	4
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

利用決定	令和3年	令和2年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	18 (1.1%)	18 (1.1%)	0
クラブのみで利用決定を行っている	286 (17.6%)	279 (17.2%)	7
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,320 (81.3%)	1,326 (81.7%)	▲ 6
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

35 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	816 (50.2%)	805 (49.6%)	11

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

利用に係る優先的な取扱いの対象(複数回答)	令和3年		令和2年		増減
ひとり親家庭	650	(40.0%) [79.7%]	628	(38.7%) [78.0%]	22
生活保護世帯	350	(21.6%) [42.9%]	329	(20.3%) [40.9%]	21
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	161	(9.9%) [19.7%]	155	(9.6%) [19.3%]	6
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	435	(26.8%) [53.3%]	430	(26.5%) [53.4%]	5
児童が障害を有する場合	378	(23.3%) [46.3%]	370	(22.8%) [46.0%]	8
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	653	(40.2%) [80.0%]	658	(40.5%) [81.7%]	▲ 5
保護者が育児休業を終了した場合	129	(7.9%) [15.8%]	128	(7.9%) [15.9%]	1
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	253	(15.6%) [31.0%]	237	(14.6%) [29.4%]	16
その他市町村が定める事由	223	(13.7%) [27.3%]	230	(14.2%) [28.6%]	▲ 7

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和3年:816、令和2年:805)に対する割合である。

36 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
利用料の徴収を行っている	25,985 (96.5%)	25,610 (96.2%)	375
利用料の減免を行っている	22,426 [86.3%]	21,752 [84.9%]	674

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

37 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和3年		令和2年		増減
2,000円未満	387	(1.5%)	419	(1.6%)	▲32
2,000～4,000円未満	4,447	(17.1%)	4,410	(17.2%)	▲37
4,000～6,000円未満	7,129	(27.4%)	7,176	(28.0%)	▲47
6,000～8,000円未満	5,504	(21.2%)	5,059	(19.8%)	▲445
8,000～10,000円未満	3,978	(15.3%)	3,620	(14.1%)	▲358
10,000～12,000円未満	1,970	(7.6%)	2,014	(7.9%)	▲44
12,000～14,000円未満	773	(3.0%)	827	(3.2%)	▲54
14,000～16,000円未満	440	(1.7%)	452	(1.8%)	▲12
16,000～18,000円未満	315	(1.2%)	312	(1.2%)	▲3
18,000～20,000円未満	91	(0.4%)	98	(0.4%)	▲7
20,000円以上	270	(1.0%)	251	(1.0%)	▲19
おやつ代等のみ徴収	681	(2.6%)	972	(3.8%)	▲291
計	25,985	(100.0%)	25,610	(100.0%)	375

注:()内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和3年		令和2年		増減
実費徴収なし	9,792	(36.4%)	9,550	(35.9%)	242
500円未満	478	(1.8%)	511	(1.9%)	▲33
500～1,000円未満	1,434	(5.3%)	1,453	(5.5%)	▲19
1,000～1,500円未満	3,175	(11.8%)	3,311	(12.4%)	▲136
1,500～2,000円未満	4,496	(16.7%)	4,241	(15.9%)	▲255
2,000～2,500円未満	5,399	(20.1%)	5,695	(21.4%)	▲296
2,500～3,000円未満	1,105	(4.1%)	1,031	(3.9%)	▲74
3,000～3,500円未満	538	(2.0%)	489	(1.8%)	▲49
3,500円以上	508	(1.9%)	344	(1.3%)	▲164
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(1)利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和3年		令和2年		増減		
生活保護受給世帯	16,973	(63.0%)	[75.7%]	16,696	(62.7%)	[76.8%]	277
市町村民税非課税世帯	10,369	(38.5%)	[46.2%]	10,055	(37.8%)	[46.2%]	314
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,920	(10.8%)	[13.0%]	2,877	(10.8%)	[13.2%]	43
就学援助受給世帯	6,511	(24.2%)	[29.0%]	6,024	(22.6%)	[27.7%]	487
ひとり親世帯	7,141	(26.5%)	[31.8%]	6,617	(24.9%)	[30.4%]	524
兄弟姉妹利用世帯	14,281	(53.0%)	[63.7%]	13,747	(51.6%)	[63.2%]	534
その他市町村が定める場合	9,726	(36.1%)	[43.4%]	9,674	(36.3%)	[44.5%]	52
その他クラブが定める場合	1,207	(4.5%)	[5.4%]	1,101	(4.1%)	[5.1%]	106

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、
[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

(2) 利用料減免の方法

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和 3 年			令和 2 年			増減
生活保護受給世帯	17,404	(64.6%)	[77.6%]	16,777	(63.0%)	[77.1%]	627
利用料の免除	14,315	(53.2%)	[63.8%]	13,386	(50.3%)	[61.5%]	929
利用料の半額のみ徴収	838	(3.1%)	[3.7%]	839	(3.2%)	[3.9%]	▲ 1
所得に応じて複数段階で減額	37	(0.1%)	[0.2%]	31	(0.1%)	[0.1%]	6
その他	2,214	(8.2%)	[9.9%]	2,521	(9.5%)	[11.6%]	▲ 307
市町村民税非課税世帯	10,789	(40.1%)	[48.1%]	10,130	(38.0%)	[46.6%]	659
利用料の免除	5,974	(22.2%)	[26.6%]	5,477	(20.6%)	[25.2%]	497
利用料の半額のみ徴収	2,196	(8.2%)	[9.8%]	2,034	(7.6%)	[9.4%]	162
所得に応じて複数段階で減額	275	(1.0%)	[1.2%]	359	(1.3%)	[1.7%]	▲ 84
その他	2,344	(8.7%)	[10.5%]	2,260	(8.5%)	[10.4%]	84
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,948	(10.9%)	[13.1%]	2,910	(10.9%)	[13.4%]	38
利用料の免除	713	(2.6%)	[3.2%]	695	(2.6%)	[3.2%]	18
利用料の半額のみ徴収	882	(3.3%)	[3.9%]	868	(3.3%)	[4.0%]	14
所得に応じて複数段階で減額	621	(2.3%)	[2.8%]	555	(2.1%)	[2.6%]	66
その他	732	(2.7%)	[3.3%]	792	(3.0%)	[3.6%]	▲ 60
就学援助受給世帯	6,883	(25.6%)	[30.7%]	6,080	(22.8%)	[28.0%]	803
利用料の免除	2,940	(10.9%)	[13.1%]	2,379	(8.9%)	[10.9%]	561
利用料の半額のみ徴収	2,055	(7.6%)	[9.2%]	1,717	(6.4%)	[7.9%]	338
所得に応じて複数段階で減額	32	(0.1%)	[0.1%]	10	(0.0%)	[0.0%]	22
その他	1,856	(6.9%)	[8.3%]	1,974	(7.4%)	[9.1%]	▲ 118
ひとり親世帯	7,270	(27.0%)	[32.4%]	6,733	(25.3%)	[31.0%]	537
利用料の免除	400	(1.5%)	[1.8%]	388	(1.5%)	[1.8%]	12
利用料の半額のみ徴収	1,961	(7.3%)	[8.7%]	1,808	(6.8%)	[8.3%]	153
所得に応じて複数段階で減額	186	(0.7%)	[0.8%]	175	(0.7%)	[0.8%]	11
その他	4,723	(17.5%)	[21.1%]	4,362	(16.4%)	[20.1%]	361
兄弟姉妹利用世帯	15,014	(55.8%)	[66.9%]	14,500	(54.5%)	[66.7%]	514
利用料の免除	588	(2.2%)	[2.6%]	610	(2.3%)	[2.8%]	▲ 22
利用料の半額のみ徴収	5,777	(21.5%)	[25.8%]	5,497	(20.6%)	[25.3%]	280
所得に応じて複数段階で減額	35	(0.1%)	[0.2%]	60	(0.2%)	[0.3%]	▲ 25
その他	8,614	(32.0%)	[38.4%]	8,333	(31.3%)	[38.3%]	281
その他市町村が定める場合	10,647	(39.5%)	[47.5%]	10,612	(39.9%)	[48.8%]	35
利用料の免除	3,796	(14.1%)	[16.9%]	3,718	(14.0%)	[17.1%]	78
利用料の半額のみ徴収	2,164	(8.0%)	[9.6%]	2,147	(8.1%)	[9.9%]	17
所得に応じて複数段階で減額	698	(2.6%)	[3.1%]	666	(2.5%)	[3.1%]	32
その他	3,989	(14.8%)	[17.8%]	4,081	(15.3%)	[18.8%]	▲ 92
その他クラブが定める場合	1,423	(5.3%)	[6.3%]	1,309	(4.9%)	[6.0%]	114
利用料の免除	46	(0.2%)	[0.2%]	45	(0.2%)	[0.2%]	1
利用料の半額のみ徴収	133	(0.5%)	[0.6%]	131	(0.5%)	[0.6%]	2
所得に応じて複数段階で減額	203	(0.8%)	[0.9%]	205	(0.8%)	[0.9%]	▲ 2
その他	1,041	(3.9%)	[4.6%]	928	(3.5%)	[4.3%]	113

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

39 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和 3 年	令和 2 年	増減
実施している	3,793 (28.8%)	3,596 (28.2%)	197
実施していない	9,390 (71.2%)	9,151 (71.8%)	239

注：()内は公立民営クラブ数(令和3年:13,183、令和2年:12,747)に対する割合である。

40 おやつ提供の状況

(か所)

	令和 3 年	令和 2 年	増減
おやつ提供有り	24,326 (90.3%)	24,250 (91.1%)	76
おやつ提供無し	2,599 (9.7%)	2,375 (8.9%)	224
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	令和 3 年	令和 2 年	増減
13:00以前	0 (0.0%)	1 (0.0%)	▲ 1
13:01～14:00	43 (0.2%)	51 (0.2%)	▲ 8
14:01～15:00	1,771 (7.3%)	1,949 (8.0%)	▲ 178
15:01～16:00	17,981 (73.9%)	16,926 (69.8%)	1,055
16:01～17:00	4,090 (16.8%)	4,885 (20.1%)	▲ 795
17:01以降	441 (1.8%)	438 (1.8%)	3
計	24,326 (100.0%)	24,250 (100.0%)	76

注：()内はおやつ提供有りのクラブ数(令和3年:24,326、令和2年:24,250)に対する割合である。

41 保護者との連携の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
子どもの出欠席等の把握	26,830 (99.6%)	26,539 (99.7%)	291
保護者からの相談への対応	26,883 (99.8%)	26,573 (99.8%)	310
保護者との連絡	26,887 (99.9%)	26,577 (99.8%)	310

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

42 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
育成支援の内容を記録している	23,718 (88.1%)	23,191 (87.1%)	527

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

43 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	26,650 (99.0%)	26,330 (98.9%)	320
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	25,568 (95.0%)	25,172 (94.5%)	396

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

44 運営規程の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
運営規程を定めている	26,004 (96.6%)	25,644 (96.3%)	360
運営規程を定めていない	921 (3.4%)	981 (3.7%)	▲60
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

	令和3年		令和2年		増減
運営規程に定めている事項					
事業の目的及び運営の方針	25,938 (96.3%)	[99.7%]	25,585 (96.1%)	[99.8%]	353
職員の職種、員数及び職務の内容	25,381 (94.3%)	[97.6%]	24,995 (93.9%)	[97.5%]	386
開所している日及び時間	25,915 (96.2%)	[99.7%]	25,572 (96.0%)	[99.7%]	343
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	25,592 (95.0%)	[98.4%]	25,201 (94.7%)	[98.3%]	391
利用定員	24,564 (91.2%)	[94.5%]	23,806 (89.4%)	[92.8%]	758
通常の事業の実施地域	25,139 (93.4%)	[96.7%]	24,783 (93.1%)	[96.6%]	356
事業の利用に当たっての留意事項	25,388 (94.3%)	[97.6%]	24,930 (93.6%)	[97.2%]	458
緊急時等における対応方法	25,130 (93.3%)	[96.6%]	24,763 (93.0%)	[96.6%]	367
非常災害対策	24,919 (92.5%)	[95.8%]	24,382 (91.6%)	[95.1%]	537
虐待の防止のための措置に関する事項	23,393 (86.9%)	[90.0%]	22,958 (86.2%)	[89.5%]	435
その他事業の運営に関する重要事項	10,875 (40.4%)	[41.8%]	10,895 (40.9%)	[42.5%]	▲20

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[]内は運営規程を定めているクラブ数(令和3年:26,004、令和2年:25,644)に対する割合である。

45 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

(件)

	令和3年	令和2年	増減
設備運営基準第12条に規定する虐待等の発生件数	2	0	2

注1:令和3年は令和2年4月1日～令和3年3月31日、令和2年は平成31年4月1日～令和2年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限り。

46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
帳簿を整備している	26,504 (98.4%)	26,113 (98.1%)	391

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

47 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	26,221 (97.4%)	25,898 (97.3%)	323
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	22,045 (81.9%)	21,726 (81.6%)	319

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

48 学校との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
学校との情報交換を行っている	26,684 (99.1%)	26,206 (98.4%)	478
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるよう学校との連携を図っている	21,493 (79.8%)	21,393 (80.3%)	100

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

49 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	16,796 (62.4%)	16,656 (62.6%)	140

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

50 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	20,316 (75.5%)	20,119 (75.6%)	197
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,268 (60.4%)	16,188 (60.8%)	80
医療・保健・福祉等機関と連携している	19,203 (71.3%)	18,514 (69.5%)	689

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

51 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減	
衛生管理・感染症対応を行っている	26,413 (98.1%)	25,614 (96.2%)	799	
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	26,604 (98.8%)	26,251 (98.6%)	353
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	25,097 (93.2%)	24,459 (91.9%)	638
	損害賠償保険に加入している	25,500 (94.7%)	25,211 (94.7%)	289
	傷害保険に加入している	26,508 (98.5%)	26,185 (98.3%)	323
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	24,973 (92.8%)	24,446 (91.8%)	527
	定期的な避難訓練を行っている	25,174 (93.5%)	24,676 (92.7%)	498
	緊急時の連絡体制を整備している	26,218 (97.4%)	25,808 (96.9%)	410
来所・帰宅時の安全確保を行っている	23,936 (88.9%)	23,620 (88.7%)	316	

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

52 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	26,159 (97.2%)	25,766 (96.8%)	393

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

53 要望・苦情への対応状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	25,133 (93.3%)	24,613 (92.4%)	520
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	24,446 (90.8%)	23,856 (89.6%)	590

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

54 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
資質向上のための研修を実施している	26,072 (96.8%)	25,856 (97.1%)	216
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,345 (79.3%)	21,136 (79.4%)	209
障害児受入のための研修を実施している	22,955 (85.3%)	22,932 (86.1%)	23

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和3年	令和2年	増減
1回未満	3,452 (12.8%)	1,960 (7.4%)	1,492
1回以上5回未満	15,619 (58.0%)	14,960 (56.2%)	659
5回以上10回未満	4,640 (17.2%)	5,429 (20.4%)	▲789
10回以上	3,214 (11.9%)	4,276 (16.1%)	▲1,062
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和3年	令和2年	増減
1日未満	3,441 (12.8%)	1,963 (7.4%)	1,478
1日以上5日未満	15,412 (57.2%)	14,420 (54.2%)	992
5日以上10日未満	4,525 (16.8%)	5,695 (21.4%)	▲1,170
10日以上	3,547 (13.2%)	4,547 (17.1%)	▲1,000
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

55 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
自己評価の実施有り	15,047 (55.9%)	14,462 (54.3%)	585
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,827 (51.4%)	13,090 (49.2%)	737

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

56 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
第三者評価の実施有り	5,520 (20.5%)	7,854 (29.5%)	▲2,334
第三者評価の結果を公表している	3,537 (13.1%) [64.1%]	—	—
実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	1,056 (3.9%) [19.1%]	—	—

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[]内は第三者評価を実施しているクラブ数(令和3年:5,520)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	624	27,526
2	青森県	170	9,838
3	岩手県	311	12,980
4	宮城県	295	16,090
5	秋田県	187	9,404
6	山形県	268	12,065
7	福島県	253	14,046
8	茨城県	601	37,761
9	栃木県	529	20,779
10	群馬県	357	15,608
11	埼玉県	1,146	49,392
12	千葉県	927	41,139
13	東京都	1,812	113,531
14	神奈川県	488	22,872
15	新潟県	339	16,295
16	富山県	172	6,611
17	石川県	235	9,915
18	福井県	168	6,798
19	山梨県	226	9,385
20	長野県	302	16,874
21	岐阜県	306	13,699
22	静岡県	493	21,523
23	愛知県	701	37,954
24	三重県	438	17,663
25	滋賀県	270	15,300
26	京都府	249	14,286
27	大阪府	535	28,139
28	兵庫県	528	23,686
29	奈良県	215	12,350
30	和歌山県	148	6,211
31	鳥取県	120	5,286
32	島根県	176	6,333
33	岡山県	235	9,062
34	広島県	294	12,442
35	山口県	305	13,594
36	徳島県	189	8,079
37	香川県	169	6,810
38	愛媛県	224	8,785
39	高知県	94	3,222
40	福岡県	455	29,098
41	佐賀県	278	11,804
42	長崎県	242	9,810
43	熊本県	332	12,729
44	大分県	246	9,553
45	宮崎県	219	8,426
46	鹿児島県	411	16,198
47	沖縄県	450	18,131
都道府県合計		17,732	849,082

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	249	22,517
49	仙台市	229	14,126
50	さいたま市	288	11,614
51	千葉市	182	9,935
52	横浜市	583	34,758
53	川崎市	136	13,454
54	相模原市	119	7,173
55	新潟市	181	11,296
56	静岡市	94	6,031
57	浜松市	152	6,662
58	名古屋市	237	8,592
59	京都市	215	15,163
60	大阪市	189	6,079
61	堺市	92	8,260
62	神戸市	232	15,970
63	岡山市	215	8,685
64	広島市	208	11,856
65	北九州市	133	11,685
66	福岡市	139	17,084
67	熊本市	176	6,917
指定都市合計		4,049	247,857

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	64	2,513
69	旭川市	97	3,191
70	青森市	51	3,127
71	八戸市	47	1,987
72	盛岡市	67	3,215
73	秋田市	53	2,011
74	山形市	77	3,674
75	福島市	91	3,398
76	郡山市	94	4,011
77	いわき市	77	3,260
78	水戸市	97	4,853
79	宇都宮市	190	5,595
80	前橋市	83	4,393
81	高崎市	100	4,208
82	川崎市	83	3,227
83	川口市	129	5,206
84	越谷市	52	3,008
85	船橋市	104	5,538
86	柏市	83	3,768
87	八王子市	138	6,109
88	横須賀市	74	2,192
89	富山市	121	6,171
90	金沢市	103	5,131
91	福井市	82	3,373
92	甲府市	53	1,697
93	長野市	89	8,223
94	松本市	41	3,521
95	岐阜市	46	3,441
96	豊橋市	96	3,532
97	岡崎市	52	3,104
98	一宮市	59	3,562
99	豊田市	71	3,916
100	大津市	63	3,735
101	豊中市	41	4,261
102	吹田市	36	4,418
103	高槻市	77	3,228
104	枚方市	101	4,703
105	八尾市	84	3,501
106	寝屋川市	41	2,149
107	東大阪市	57	4,288
108	姫路市	123	4,593
109	尼崎市	93	3,344
110	明石市	28	3,488
111	西宮市	90	4,041
112	奈良市	48	3,744
113	和歌山市	106	3,584
114	鳥取市	74	2,990
115	松江市	73	3,032
116	倉敷市	158	5,583
117	呉市	63	2,836
118	福山市	72	6,222
119	下関市	39	2,549
120	高松市	132	4,866
121	松山市	129	5,733
122	高知市	94	3,996
123	久留米市	47	4,402
124	長崎市	95	6,330
125	佐世保市	73	2,627
126	大分市	70	5,229
127	宮崎市	55	4,467
128	鹿児島市	210	8,293
129	那覇市	108	4,949
中核市合計		5,144	251,336
総合計		26,925	1,348,275

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	624	618	6
2	青森県	170	188	△ 18
3	岩手県	311	309	2
4	宮城県	295	291	4
5	秋田県	187	193	△ 6
6	山形県	268	262	6
7	福島県	253	248	5
8	茨城県	601	597	4
9	栃木県	529	523	6
10	群馬県	357	346	11
11	埼玉県	1,146	1,153	△ 7
12	千葉県	927	913	14
13	東京都	1,812	1,771	41
14	神奈川県	488	477	11
15	新潟県	339	337	2
16	富山県	172	169	3
17	石川県	235	234	1
18	福井県	168	172	△ 4
19	山梨県	226	223	3
20	長野県	302	303	△ 1
21	岐阜県	306	307	△ 1
22	静岡県	493	482	11
23	愛知県	701	688	13
24	三重県	438	427	11
25	滋賀県	270	312	△ 42
26	京都府	249	245	4
27	大阪府	535	517	18
28	兵庫県	528	526	2
29	奈良県	215	208	7
30	和歌山県	148	143	5
31	鳥取県	120	118	2
32	島根県	176	171	5
33	岡山県	235	230	5
34	広島県	294	287	7
35	山口県	305	305	0
36	徳島県	189	188	1
37	香川県	169	167	2
38	愛媛県	224	218	6
39	高知県	94	88	6
40	福岡県	455	453	2
41	佐賀県	278	273	5
42	長崎県	242	235	7
43	熊本県	332	323	9
44	大分県	246	247	△ 1
45	宮崎県	219	213	6
46	鹿児島県	411	399	12
47	沖縄県	450	434	16
都道府県合計		17,732	17,531	201

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	249	250	△ 1
49	仙台市	229	231	△ 2
50	さいたま市	288	281	7
51	千葉市	182	177	5
52	横浜市	583	587	△ 4
53	川崎市	136	134	2
54	相模原市	119	118	1
55	新潟市	181	175	6
56	静岡市	94	89	5
57	浜松市	152	142	10
58	名古屋市	237	234	3
59	京都市	215	212	3
60	大阪市	189	190	△ 1
61	堺市	92	92	0
62	神戸市	232	229	3
63	岡山市	215	208	7
64	広島市	208	338	△ 130
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	139	139	0
67	熊本市	176	168	8
指定都市合計		4,049	4,127	△ 78

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	64	60	4
69	旭川市	97	95	2
70	青森市	51	50	1
71	八戸市	47	47	0
72	盛岡市	67	61	6
73	秋田市	53	49	4
74	山形市	77	72	5
75	福島市	91	84	7
76	郡山市	94	61	33
77	いわき市	77	72	5
78	水戸市	97	92	5
79	宇都宮市	190	184	6
80	前橋市	83	78	5
81	高崎市	100	99	1
82	川越市	83	77	6
83	川口市	129	130	△ 1
84	越谷市	52	51	1
85	船橋市	104	101	3
86	柏市	83	82	1
87	八王子市	138	136	2
88	横須賀市	74	72	2
89	富山市	121	117	4
90	金沢市	103	100	3
91	福井市	82	82	0
92	甲府市	53	52	1
93	長野市	89	90	△ 1
94	松本市	41	41	0
95	岐阜市	46	46	0
96	豊橋市	96	97	△ 1
97	岡崎市	52	48	4
98	一宮市	59	58	1
99	豊田市	71	70	1
100	大津市	63	61	2
101	豊中市	41	41	0
102	吹田市	36	36	0
103	高槻市	77	70	7
104	枚方市	101	100	1
105	八尾市	84	82	2
106	寝屋川市	41	41	0
107	東大阪市	57	57	0
108	姫路市	123	121	2
109	尼崎市	93	84	9
110	明石市	28	28	0
111	西宮市	90	86	4
112	奈良市	48	48	0
113	和歌山市	106	104	2
114	鳥取市	74	71	3
115	松江市	73	72	1
116	倉敷市	158	153	5
117	呉市	63	60	3
118	福山市	72	72	0
119	下関市	39	39	0
120	高松市	132	126	6
121	松山市	129	124	5
122	高知市	94	95	△ 1
123	久留米市	47	48	△ 1
124	長崎市	95	96	△ 1
125	佐世保市	73	73	0
126	大分市	70	68	2
127	宮崎市	55	54	1
128	鹿児島市	210	205	5
129	那覇市	108	98	10
中核市合計		5,144	4,967	177
総合計		26,925	26,625	300

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市のクラブ数（松本市41、一宮市58）を減算している。

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	27,526	27,589	△ 63
2	青森県	9,838	9,928	△ 90
3	岩手県	12,980	12,780	200
4	宮城県	16,090	15,545	545
5	秋田県	9,404	9,605	△ 201
6	山形県	12,065	11,823	242
7	福島県	14,046	13,307	739
8	茨城県	37,761	36,790	971
9	栃木県	20,779	19,952	827
10	群馬県	15,608	15,458	150
11	埼玉県	49,392	48,009	1,383
12	千葉県	41,139	39,961	1,178
13	東京都	113,531	109,110	4,421
14	神奈川県	22,872	22,384	488
15	新潟県	16,295	15,895	400
16	富山県	6,611	6,508	103
17	石川県	9,915	9,940	△ 25
18	福井県	6,798	6,948	△ 150
19	山梨県	9,385	10,108	△ 723
20	長野県	16,874	17,657	△ 783
21	岐阜県	13,699	13,794	△ 95
22	静岡県	21,523	20,843	680
23	愛知県	37,954	37,679	275
24	三重県	17,663	17,184	479
25	滋賀県	15,300	15,048	252
26	京都府	14,286	14,210	76
27	大阪府	28,139	27,260	879
28	兵庫県	23,686	23,304	382
29	奈良県	12,350	12,327	23
30	和歌山県	6,211	6,017	194
31	鳥取県	5,286	5,272	14
32	島根県	6,333	6,167	166
33	岡山県	9,062	9,120	△ 58
34	広島県	12,442	12,360	82
35	山口県	13,594	13,494	100
36	徳島県	8,079	8,162	△ 83
37	香川県	6,810	6,746	64
38	愛媛県	8,785	8,793	△ 8
39	高知県	3,222	3,075	147
40	福岡県	29,098	28,251	847
41	佐賀県	11,804	11,097	707
42	長崎県	9,810	9,615	195
43	熊本県	12,729	12,812	△ 83
44	大分県	9,553	9,364	189
45	宮崎県	8,426	8,185	241
46	鹿児島県	16,198	15,553	645
47	沖縄県	18,131	17,076	1,055
都道府県合計		849,082	832,105	16,977

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	22,517	23,256	△ 739
49	仙台市	14,126	13,780	346
50	さいたま市	11,614	11,323	291
51	千葉市	9,935	10,490	△ 555
52	横浜市	34,758	24,350	10,408
53	川崎市	13,454	12,876	578
54	相模原市	7,173	7,123	50
55	新潟市	11,296	10,975	321
56	静岡市	6,031	5,629	402
57	浜松市	6,662	6,261	401
58	名古屋市	8,592	8,550	42
59	京都市	15,163	14,829	334
60	大阪市	6,079	6,201	△ 122
61	堺市	8,260	8,653	△ 393
62	神戸市	15,970	15,320	650
63	岡山市	8,685	8,243	442
64	広島市	11,856	11,541	315
65	北九州市	11,685	12,932	△ 1,247
66	福岡市	17,084	15,080	2,004
67	熊本市	6,917	6,413	504
指定都市合計		247,857	233,825	14,032

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	2,513	2,480	33
69	旭川市	3,191	3,206	△ 15
70	青森市	3,127	3,063	64
71	八戸市	1,987	2,021	△ 34
72	盛岡市	3,215	2,844	371
73	秋田市	2,011	1,854	157
74	山形市	3,674	3,413	261
75	福島市	3,398	3,006	392
76	郡山市	4,011	2,847	1,164
77	いわき市	3,260	3,021	239
78	水戸市	4,853	4,901	△ 48
79	宇都宮市	5,595	6,014	△ 419
80	前橋市	4,393	4,131	262
81	高崎市	4,208	4,236	△ 28
82	川越市	3,227	2,966	261
83	川口市	5,206	4,972	234
84	越谷市	3,008	2,892	116
85	船橋市	5,538	5,445	93
86	柏市	3,768	3,470	298
87	八王子市	6,109	6,160	△ 51
88	横須賀市	2,192	2,152	40
89	富山市	6,171	6,626	△ 455
90	金沢市	5,131	5,029	102
91	福井市	3,373	3,230	143
92	甲府市	1,697	1,754	△ 57
93	長野市	8,223	8,585	△ 362
94	松本市	3,521	3,521	0
95	岐阜市	3,441	3,390	51
96	豊橋市	3,532	3,429	103
97	岡崎市	3,104	3,056	48
98	一宮市	3,562	3,796	△ 234
99	豊田市	3,916	3,839	77
100	大津市	3,735	3,567	168
101	豊中市	4,261	4,120	141
102	吹田市	4,418	4,013	405
103	高槻市	3,228	3,089	139
104	枚方市	4,703	4,663	40
105	八尾市	3,501	3,660	△ 159
106	寝屋川市	2,149	2,092	57
107	東大阪市	4,288	4,069	219
108	姫路市	4,593	4,601	△ 8
109	尼崎市	3,344	3,142	202
110	明石市	3,488	3,242	246
111	西宮市	4,041	3,955	86
112	奈良市	3,744	3,649	95
113	和歌山市	3,584	3,485	99
114	鳥取市	2,990	3,026	△ 36
115	松江市	3,032	2,968	64
116	倉敷市	5,583	5,532	51
117	呉市	2,836	2,833	3
118	福山市	6,222	5,972	250
119	下関市	2,549	2,473	76
120	高松市	4,866	4,622	244
121	松山市	5,733	5,514	219
122	高知市	3,996	4,029	△ 33
123	久留米市	4,402	4,337	65
124	長崎市	6,330	6,097	233
125	佐世保市	2,627	2,645	△ 18
126	大分市	5,229	5,089	140
127	宮崎市	4,467	4,411	56
128	鹿児島市	8,293	7,942	351
129	那覇市	4,949	4,892	57
中核市合計		251,336	245,078	6,258
総合計		1,348,275	1,311,008	37,267

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の登録児童数（松本市3,521、一宮市3,796）を減算している。

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

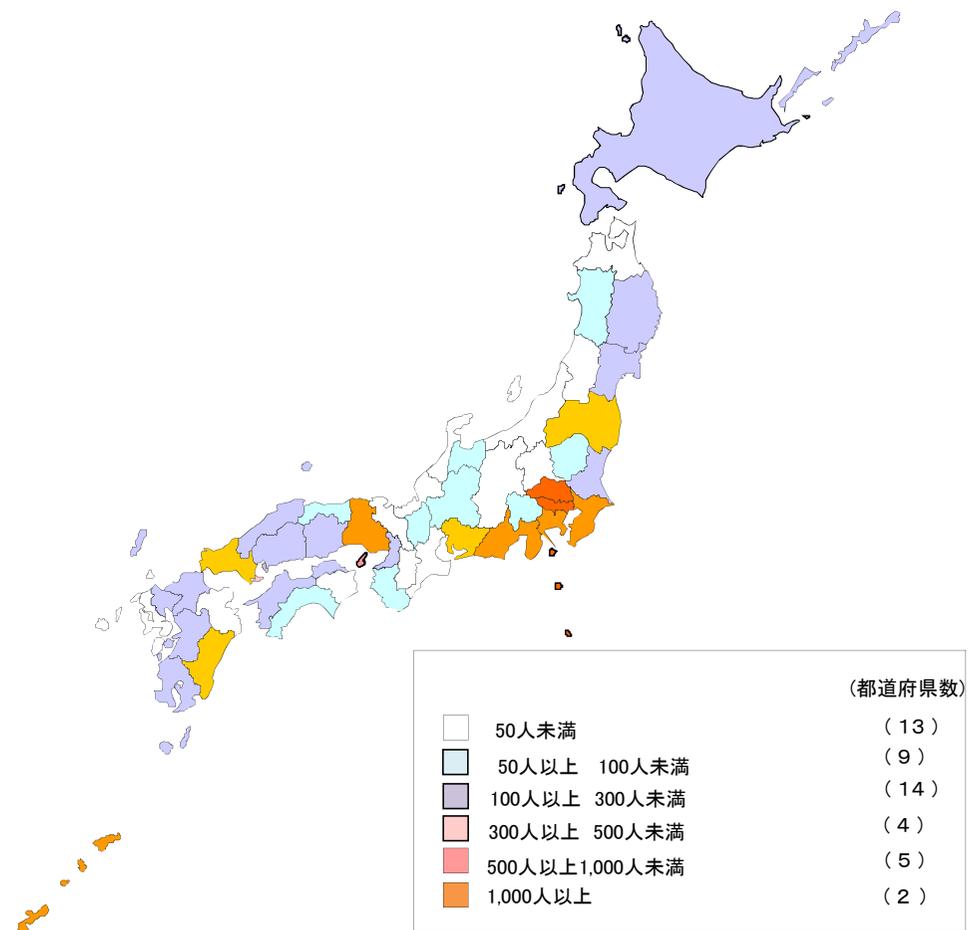
No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	145	117	28
2	青森県	11	10	1
3	岩手県	110	232	△ 122
4	宮城県	267	540	△ 273
5	秋田県	44	40	4
6	山形県	20	63	△ 43
7	福島県	222	545	△ 323
8	茨城県	150	337	△ 187
9	栃木県	68	52	16
10	群馬県	11	0	11
11	埼玉県	760	1,086	△ 326
12	千葉県	533	702	△ 169
13	東京都	3,277	3,139	138
14	神奈川県	426	497	△ 71
15	新潟県	0	7	△ 7
16	富山県	28	63	△ 35
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	57	33	24
20	長野県	1	10	△ 9
21	岐阜県	49	87	△ 38
22	静岡県	447	408	39
23	愛知県	252	287	△ 35
24	三重県	28	56	△ 28
25	滋賀県	61	261	△ 200
26	京都府	28	32	△ 4
27	大阪府	160	204	△ 44
28	兵庫県	345	410	△ 65
29	奈良県	16	74	△ 58
30	和歌山県	55	35	20
31	鳥取県	57	27	30
32	島根県	69	118	△ 49
33	岡山県	31	47	△ 16
34	広島県	64	84	△ 20
35	山口県	338	245	93
36	徳島県	43	125	△ 82
37	香川県	41	19	22
38	愛媛県	95	138	△ 43
39	高知県	36	122	△ 86
40	福岡県	264	298	△ 34
41	佐賀県	136	266	△ 130
42	長崎県	17	39	△ 22
43	熊本県	156	224	△ 68
44	大分県	21	40	△ 19
45	宮崎県	169	100	69
46	鹿児島県	108	141	△ 33
47	沖縄県	768	611	157
都道府県合計		9,984	11,971	△ 1,987

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	5	4	1
50	さいたま市	202	208	△ 6
51	千葉市	182	408	△ 226
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	96	86	10
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	13	43	△ 30
57	浜松市	343	271	72
58	名古屋市	36	21	15
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	147	86	61
64	広島市	40	32	8
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1,064	1,159	△ 95

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	4	4	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	4	0	4
72	盛岡市	32	34	△ 2
73	秋田市	7	11	△ 4
74	山形市	0	0	0
75	福島市	13	19	△ 6
76	郡山市	167	245	△ 78
77	いわき市	3	9	△ 6
78	水戸市	0	6	△ 6
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	18	67	△ 49
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	268	371	△ 103
85	船橋市	204	311	△ 107
86	柏市	21	23	△ 2
87	八王子市	84	123	△ 39
88	横須賀市	60	28	32
89	富山市	45	51	△ 6
90	金沢市	19	18	1
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	20	3	17
96	豊橋市	2	2	0
97	岡崎市	123	114	9
98	一宮市	17	46	△ 29
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	7	26	△ 19
103	高槻市	29	38	△ 9
104	枚方市	43	0	43
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	45	21	24
108	姫路市	7	51	△ 44
109	尼崎市	481	414	67
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	90	36	54
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	23	168	△ 145
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	91	39	52
116	倉敷市	25	45	△ 20
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	40	45	△ 5
120	高松市	110	109	1
121	松山市	34	51	△ 17
122	高知市	23	17	6
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	3	△ 3
126	大分市	11	16	△ 5
127	宮崎市	138	145	△ 7
128	鹿児島市	42	106	△ 64
129	那覇市	18	50	△ 32
中核市合計		2,368	2,865	△ 497
総合計		13,416	15,995	△ 2,579

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の待機児童数（松本市0、一宮市46）を減算している。

令和3年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	149
青森県	15
岩手県	142
宮城県	272
秋田県	51
山形県	20
福島県	405
茨城県	150
栃木県	68
群馬県	29
埼玉県	1,230
千葉県	940
東京都	3,361
神奈川県	582
新潟県	0
富山県	73
石川県	19
福井県	0
山梨県	57
長野県	1
岐阜県	69
静岡県	803
愛知県	430
三重県	28
滋賀県	61
京都府	28
大阪府	284
兵庫県	923
奈良県	16
和歌山県	78
鳥取県	57
島根県	160
岡山県	203
広島県	104
山口県	378
徳島県	43
香川県	151
愛媛県	129
高知県	59
福岡県	264
佐賀県	136
長崎県	17
熊本県	156
大分県	32
宮崎県	307
鹿児島県	150
沖縄県	786
計	13,416

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	7	9	△ 2
2	青森県	1	1	0
3	岩手県	6	8	△ 2
4	宮城県	11	12	△ 1
5	秋田県	3	3	0
6	山形県	4	5	△ 1
7	福島県	10	9	1
8	茨城県	8	11	△ 3
9	栃木県	5	4	1
10	群馬県	2	0	2
11	埼玉県	19	21	△ 2
12	千葉県	19	19	0
13	東京都	34	35	△ 1
14	神奈川県	10	9	1
15	新潟県	0	1	△ 1
16	富山県	1	4	△ 3
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	3	5	△ 2
20	長野県	1	2	△ 1
21	岐阜県	5	5	0
22	静岡県	16	14	2
23	愛知県	11	9	2
24	三重県	5	5	0
25	滋賀県	3	8	△ 5
26	京都府	1	1	0
27	大阪府	9	9	0
28	兵庫県	10	11	△ 1
29	奈良県	2	5	△ 3
30	和歌山県	5	6	△ 1
31	鳥取県	3	2	1
32	島根県	5	5	0
33	岡山県	4	5	△ 1
34	広島県	3	5	△ 2
35	山口県	6	5	1
36	徳島県	4	5	△ 1
37	香川県	2	2	0
38	愛媛県	7	6	1
39	高知県	9	7	2
40	福岡県	17	19	△ 2
41	佐賀県	7	7	0
42	長崎県	2	5	△ 3
43	熊本県	12	11	1
44	大分県	4	3	1
45	宮崎県	10	11	△ 1
46	鹿児島県	5	6	△ 1
47	沖縄県	18	16	2
都道府県合計		329	351	△ 22

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	1	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		9	9	0

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	1	0	1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	0	1	△ 1
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	1	1	0
81	高崎市	0	0	0
82	川崎市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	1	1	0
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	1	1	0
96	豊橋市	1	1	0
97	岡崎市	1	1	0
98	一宮市	1	1	0
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	1	1	0
103	高槻市	1	1	0
104	枚方市	1	0	1
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	1	1	0
108	姫路市	1	1	0
109	尼崎市	1	1	0
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	1	1	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	1	1	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	1	1	0
116	倉敷市	1	1	0
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	1	1	0
120	高松市	1	1	0
121	松山市	1	1	0
122	高知市	1	1	0
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	1	△ 1
126	大分市	1	1	0
127	宮崎市	1	1	0
128	鹿児島市	1	1	0
129	那覇市	1	1	0
中核市合計		37	37	0
総合計		375	397	△ 22

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の数（松本市0、一宮市1）を減算している。

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位：人)

No.	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	兵庫県	尼崎市	481
2	静岡県	浜松市	343
3	東京都	江東区	312
4	東京都	調布市	272
5	埼玉県	越谷市	268
6	東京都	練馬区	263
7	東京都	墨田区	249
8	東京都	葛飾区	225
9	東京都	杉並区	223
10	東京都	中央区	209
11	千葉県	船橋市	204
12	埼玉県	さいたま市	202
13	千葉県	千葉市	182
14	東京都	中野区	174
15	福島県	郡山市	167
16	東京都	立川市	155
17	東京都	足立区	154
18	埼玉県	所沢市	147
19	岡山県	岡山市	147
20	山口県	山口市	141
21	埼玉県	熊谷市	140
22	宮崎県	宮崎市	138
23	千葉県	成田市	123
24	愛知県	岡崎市	123
25	東京都	大田区	112
26	兵庫県	宝塚市	110
27	香川県	高松市	110
28	東京都	台東区	104
29	東京都	稲城市	102
30	静岡県	島田市	100
31	神奈川県	伊勢原市	98
32	神奈川県	相模原市	96
33	東京都	あきる野市	93
34	島根県	松江市	91
35	兵庫県	西宮市	90
36	沖縄県	読谷村	90
37	静岡県	磐田市	88
38	鹿児島県	出水市	86
39	東京都	八王子市	84
40	神奈川県	厚木市	80
41	沖縄県	沖縄市	79
42	沖縄県	うるま市	79
43	福岡県	粕屋町	77
44	山口県	防府市	76
45	沖縄県	八重瀬町	74
46	埼玉県	白岡市	72
47	岩手県	奥州市	70
48	東京都	清瀬市	70
49	神奈川県	茅ヶ崎市	70
50	静岡県	藤枝市	68
51	宮城県	登米市	64
52	沖縄県	糸満市	64
53	沖縄県	豊見城市	64
54	沖縄県	西原町	63
55	茨城県	土浦市	62
56	東京都	港区	62

No.	都道府県名	市区町村名	待機児童数
57	東京都	青梅市	62
58	千葉県	習志野市	61
59	埼玉県	朝霞市	60
60	千葉県	八千代市	60
61	神奈川県	横須賀市	60
62	山口県	岩国市	60
63	東京都	新宿区	56
64	東京都	目黒区	56
65	神奈川県	愛川町	56
66	埼玉県	狭山市	55
67	埼玉県	東松山市	54
68	沖縄県	宮古島市	53
69	愛知県	長久手市	51
70	千葉県	市川市	50
71	千葉県	旭市	50
72	兵庫県	太子町	50

- (※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。
- ・ 利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・ 放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
 - ・ 他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
- (1) 開所時間が保護者の希望に合っている。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
 - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
- ・ 利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
 - ・ 産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・ 保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
 - ・ 児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別 うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	3,068	1,356	44.2%
2	青森県	795	494	62.1%
3	岩手県	1,601	762	47.6%
4	宮城県	1,660	945	56.9%
5	秋田県	1,064	446	41.9%
6	山形県	1,335	784	58.7%
7	福島県	1,310	678	51.8%
8	茨城県	4,393	1,096	24.9%
9	栃木県	2,713	1,180	43.5%
10	群馬県	2,041	802	39.3%
11	埼玉県	6,728	2,672	39.7%
12	千葉県	5,550	1,848	33.3%
13	東京都	16,281	6,016	37.0%
14	神奈川県	3,315	582	17.6%
15	新潟県	1,885	956	50.7%
16	富山県	1,160	150	12.9%
17	石川県	1,092	498	45.6%
18	福井県	759	441	58.1%
19	山梨県	732	457	62.4%
20	長野県	1,532	579	37.8%
21	岐阜県	2,000	834	41.7%
22	静岡県	2,560	987	38.6%
23	愛知県	4,801	1,046	21.8%
24	三重県	2,847	779	27.4%
25	滋賀県	2,234	874	39.1%
26	京都府	1,489	662	44.5%
27	大阪府	2,893	882	30.5%
28	兵庫県	2,883	1,222	42.4%
29	奈良県	1,423	455	32.0%
30	和歌山県	769	265	34.5%
31	鳥取県	804	222	27.6%
32	島根県	1,148	399	34.8%
33	岡山県	1,631	602	36.9%
34	広島県	1,581	588	37.2%
35	山口県	1,947	372	19.1%
36	徳島県	1,061	524	49.4%
37	香川県	751	363	48.3%
38	愛媛県	1,179	410	34.8%
39	高知県	561	277	49.4%
40	福岡県	3,179	1,364	42.9%
41	佐賀県	1,449	619	42.7%
42	長崎県	1,309	600	45.8%
43	熊本県	1,731	750	43.3%
44	大分県	1,455	517	35.5%
45	宮崎県	1,073	538	50.1%
46	鹿児島県	2,110	896	42.5%
47	沖縄県	2,492	1,425	57.2%
都道府県合計		108,374	41,214	38.0%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	2,087	651	31.2%
49	仙台市	1,253	948	75.7%
50	さいたま市	1,794	664	37.0%
51	千葉市	1,044	562	53.8%
52	横浜市	6,906	1,143	16.6%
53	川崎市	1,723	382	22.2%
54	相模原市	1,549	139	9.0%
55	新潟市	1,328	783	59.0%
56	静岡市	564	22	3.9%
57	浜松市	1,252	108	8.6%
58	名古屋	2,444	498	20.4%
59	京都市	997	573	57.5%
60	大阪市	925	313	33.8%
61	堺市	1,353	110	8.1%
62	神戸市	2,205	400	18.1%
63	岡山市	1,339	478	35.7%
64	広島市	2,427	117	4.8%
65	北九州市	1,758	333	18.9%
66	福岡市	810	685	84.6%
67	熊本市	629	36	5.7%
指定都市合計		34,387	8,945	26.0%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	395	164	41.5%
69	旭川市	488	229	46.9%
70	青森市	218	216	99.1%
71	八戸市	234	121	51.7%
72	盛岡市	464	142	30.6%
73	秋田市	318	206	64.8%
74	山形市	340	234	68.8%
75	福島市	486	249	51.2%
76	郡山市	474	48	10.1%
77	いわき市	404	229	56.7%
78	水戸市	638	101	15.8%
79	宇都宮市	627	313	49.9%
80	前橋市	603	238	39.5%
81	高崎市	570	192	33.7%
82	川越市	258	192	74.4%
83	川口市	465	82	17.6%
84	越谷市	240	240	100.0%
85	船橋市	545	392	71.9%
86	柏市	319	159	49.8%
87	八王子市	723	164	22.7%
88	横須賀市	555	101	18.2%
89	富山市	785	197	25.1%
90	金沢市	607	210	34.6%
91	福井市	637	208	32.7%
92	甲府市	146	125	85.6%
93	長野市	957	372	38.9%
94	松本市	328	117	35.7%
95	岐阜市	321	321	100.0%
96	豊橋市	499	72	14.4%
97	岡崎市	561	170	30.3%
98	一宮市	609	6	1.0%
99	豊田市	737	42	5.7%
100	大津市	548	194	35.4%
101	豊中市	299	231	77.3%
102	吹田市	409	0	0.0%
103	高槻市	303	133	43.9%
104	枚方市	321	142	44.2%
105	八尾市	271	271	100.0%
106	寝屋川市	151	89	58.9%
107	東大阪市	543	203	37.4%
108	姫路市	520	52	10.0%
109	尼崎市	402	59	14.7%
110	明石市	295	120	40.7%
111	西宮市	494	214	43.3%
112	奈良市	582	193	33.2%
113	和歌山市	498	419	84.1%
114	鳥取市	409	180	44.0%
115	松江市	536	197	36.8%
116	倉敷市	882	456	51.7%
117	呉市	255	75	29.4%
118	福山市	378	378	100.0%
119	下関市	201	130	64.7%
120	高松市	927	197	21.3%
121	松山市	881	272	30.9%
122	高知市	316	262	82.9%
123	久留米市	352	108	30.7%
124	長崎市	931	331	35.6%
125	佐世保市	417	178	42.7%
126	大分市	523	152	29.1%
127	宮崎市	363	240	66.1%
128	鹿児島市	1,279	59	4.6%
129	那覇市	677	308	45.5%
中核市合計		30,514	11,695	38.3%
総合計		173,275	61,854	35.7%

※放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

令和3年5月1日 厚生労働省調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	152	54	206	33.0%
2	青森県	53	16	69	40.6%
3	岩手県	42	72	114	36.7%
4	宮城県	70	70	140	47.5%
5	秋田県	66	22	88	47.1%
6	山形県	38	39	77	28.7%
7	福島県	79	39	118	46.6%
8	茨城県	206	127	333	55.4%
9	栃木県	122	106	228	43.1%
10	群馬県	48	65	113	31.7%
11	埼玉県	283	385	668	58.3%
12	千葉県	417	289	706	76.2%
13	東京都	556	428	984	54.3%
14	神奈川県	156	51	207	42.4%
15	新潟県	129	52	181	53.4%
16	富山県	60	35	95	55.2%
17	石川県	46	50	96	40.9%
18	福井県	36	3	39	23.2%
19	山梨県	47	18	65	28.8%
20	長野県	84	41	125	41.4%
21	岐阜県	169	58	227	74.2%
22	静岡県	160	152	312	63.3%
23	愛知県	218	168	386	55.1%
24	三重県	39	101	140	32.0%
25	滋賀県	50	66	116	43.0%
26	京都府	84	88	172	69.1%
27	大阪府	315	177	492	92.0%
28	兵庫県	186	172	358	67.8%
29	奈良県	68	71	139	64.7%
30	和歌山県	60	35	95	64.2%
31	鳥取県	27	15	42	35.0%
32	島根県	41	33	74	42.0%
33	岡山県	64	57	121	51.5%
34	広島県	78	85	163	55.4%
35	山口県	100	97	197	64.6%
36	徳島県	30	45	75	39.7%
37	香川県	46	49	95	56.2%
38	愛媛県	87	56	143	63.8%
39	高知県	23	43	66	70.2%
40	福岡県	90	233	323	71.0%
41	佐賀県	115	111	226	81.3%
42	長崎県	5	21	26	10.7%
43	熊本県	29	94	123	37.0%
44	大分県	54	59	113	45.9%
45	宮崎県	62	15	77	35.2%
46	鹿児島県	45	29	74	18.0%
47	沖縄県	13	45	58	12.9%
都道府県合計		4,948	4,137	9,085	51.2%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	36.9%
49	仙台市	58	2	60	26.2%
50	さいたま市	40	34	74	25.7%
51	千葉市	68	62	130	71.4%
52	横浜市	315	23	338	58.0%
53	川崎市	0	114	114	83.8%
54	相模原市	16	24	40	33.6%
55	新潟市	30	80	110	60.8%
56	静岡市	40	29	69	73.4%
57	浜松市	40	86	126	82.9%
58	名古屋市	51	2	53	22.4%
59	京都市	47	9	56	26.0%
60	大阪市	81	0	81	42.9%
61	堺市	69	21	90	97.8%
62	神戸市	50	10	60	25.9%
63	岡山市	47	134	181	84.2%
64	広島市	4	13	17	8.2%
65	北九州市	14	78	92	69.2%
66	福岡市	25	112	137	98.6%
67	熊本市	57	92	149	84.7%
指定都市合計		1,144	925	2,069	51.1%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	16	1	17	26.6%
69	旭川市	30	24	54	55.7%
70	青森市	31	3	34	66.7%
71	八戸市	9	5	14	29.8%
72	盛岡市	2	3	5	7.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	31	5	36	46.8%
75	福島市	5	12	17	18.7%
76	郡山市	47	19	66	70.2%
77	いわき市	21	30	51	66.2%
78	水戸市	40	31	71	73.2%
79	宇都宮市	58	120	178	93.7%
80	前橋市	7	23	30	36.1%
81	高崎市	10	59	69	69.0%
82	川越市	62	17	79	95.2%
83	川口市	87	38	125	96.9%
84	越谷市	10	36	46	88.5%
85	船橋市	40	52	92	88.5%
86	柏市	32	47	79	95.2%
87	八王子市	38	51	89	64.5%
88	横須賀市	28	0	28	37.8%
89	富山市	21	31	52	43.0%
90	金沢市	13	4	17	16.5%
91	福井市	34	0	34	41.5%
92	甲府市	8	13	21	39.6%
93	長野市	50	0	50	56.2%
94	松本市	3	9	12	29.3%
95	岐阜市	41	0	41	89.1%
96	豊橋市	18	16	34	35.4%
97	岡崎市	3	3	6	11.5%
98	一宮市	2	3	5	8.5%
99	豊田市	33	37	70	98.6%
100	大津市	8	14	22	34.9%
101	豊中市	41	0	41	100.0%
102	吹田市	0	36	36	100.0%
103	高槻市	29	33	62	80.5%
104	枚方市	20	72	92	91.1%
105	八尾市	44	23	67	79.8%
106	寝屋川市	33	8	41	100.0%
107	東大阪市	25	25	50	87.7%
108	姫路市	12	71	83	67.5%
109	尼崎市	11	45	56	60.2%
110	明石市	10	18	28	100.0%
111	西宮市	9	74	83	92.2%
112	奈良市	11	33	44	91.7%
113	和歌山市	77	17	94	88.7%
114	鳥取市	32	14	46	62.2%
115	松江市	17	9	26	35.6%
116	倉敷市	37	75	112	70.9%
117	呉市	40	16	56	88.9%
118	福山市	32	25	57	79.2%
119	下関市	26	8	34	87.2%
120	高松市	34	59	93	70.5%
121	松山市	21	76	97	75.2%
122	高知市	36	47	83	88.3%
123	久留米市	0	43	43	91.5%
124	長崎市	19	21	40	42.1%
125	佐世保市	1	11	12	16.4%
126	大分市	17	35	52	74.3%
127	宮崎市	20	21	41	74.5%
128	鹿児島市	52	48	100	47.6%
129	那覇市	10	14	24	22.2%
中核市合計		1,554	1,683	3,237	62.9%
総合計		7,646	6,745	14,391	53.4%

令和3年5月1日 厚生労働省調査

同一小学校内（学校の余剰教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	33	9	42	20.4%
2	青森県	5	3	8	11.6%
3	岩手県	7	5	12	10.5%
4	宮城県	12	10	22	15.7%
5	秋田県	26	8	34	38.6%
6	山形県	6	6	12	15.6%
7	福島県	19	6	25	21.2%
8	茨城県	88	59	147	44.1%
9	栃木県	35	17	52	22.8%
10	群馬県	21	11	32	28.3%
11	埼玉県	159	187	346	51.8%
12	千葉県	114	81	195	27.6%
13	東京都	449	328	777	79.0%
14	神奈川県	87	21	108	52.2%
15	新潟県	7	5	12	6.6%
16	富山県	25	11	36	37.9%
17	石川県	1	3	4	4.2%
18	福井県	5	0	5	12.8%
19	山梨県	16	6	22	33.8%
20	長野県	10	6	16	12.8%
21	岐阜県	13	5	18	7.9%
22	静岡県	35	43	78	25.0%
23	愛知県	51	41	92	23.8%
24	三重県	5	15	20	14.3%
25	滋賀県	0	2	2	1.7%
26	京都府	5	48	53	30.8%
27	大阪府	239	118	357	72.6%
28	兵庫県	78	88	166	46.4%
29	奈良県	11	10	21	15.1%
30	和歌山県	12	12	24	25.3%
31	鳥取県	1	1	2	4.8%
32	島根県	9	4	13	17.6%
33	岡山県	7	5	12	9.9%
34	広島県	14	24	38	23.3%
35	山口県	44	33	77	39.1%
36	徳島県	7	1	8	10.7%
37	香川県	0	0	0	0.0%
38	愛媛県	26	13	39	27.3%
39	高知県	2	3	5	7.6%
40	福岡県	29	42	71	22.0%
41	佐賀県	15	20	35	15.5%
42	長崎県	1	0	1	3.8%
43	熊本県	9	8	17	13.8%
44	大分県	8	11	19	16.8%
45	宮崎県	5	1	6	7.8%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	2	0	2	3.4%
都道府県合計		1,753	1,330	3,083	33.9%

No.	指定都市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	100.0%
49	仙台市	5	2	7	11.7%
50	さいたま市	24	20	44	59.5%
51	千葉市	65	58	123	94.6%
52	横浜市	315	23	338	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	14	50	64	58.2%
56	静岡市	38	28	66	95.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	51	0	51	96.2%
59	京都市	26	6	32	57.1%
60	大阪市	81	0	81	100.0%
61	堺市	16	5	21	23.3%
62	神戸市	21	4	25	41.7%
63	岡山市	6	26	32	17.7%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	25	112	137	100.0%
67	熊本市	57	92	149	100.0%
指定都市合計		839	541	1,380	66.7%

No.	中核市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.8%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	17	3	20	58.8%
71	八戸市	3	4	7	50.0%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	3	0	3	8.3%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	16	4	20	30.3%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	39	31	70	98.6%
79	宇都宮市	48	105	153	86.0%
80	前橋市	6	20	26	86.7%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川越市	0	0	0	0.0%
83	川口市	45	20	65	52.0%
84	越谷市	0	0	0	0.0%
85	船橋市	40	52	92	100.0%
86	柏市	0	0	0	0.0%
87	八王子市	36	51	87	97.8%
88	横須賀市	1	0	1	3.6%
89	富山市	7	6	13	25.0%
90	金沢市	0	0	0	0.0%
91	福井市	2	0	2	5.9%
92	甲府市	2	1	3	14.3%
93	長野市	50	0	50	100.0%
94	松本市	0	0	0	0.0%
95	岐阜市	5	0	5	12.2%
96	豊橋市	10	3	13	38.2%
97	岡崎市	0	1	1	16.7%
98	一宮市	0	1	1	20.0%
99	豊田市	2	0	2	2.9%
100	大津市	0	0	0	0.0%
101	豊中市	38	0	38	92.7%
102	吹田市	0	36	36	100.0%
103	高槻市	18	26	44	71.0%
104	枚方市	20	72	92	100.0%
105	八尾市	41	21	62	92.5%
106	寝屋川市	33	8	41	100.0%
107	東大阪市	0	0	0	0.0%
108	姫路市	0	0	0	0.0%
109	尼崎市	11	45	56	100.0%
110	明石市	4	4	8	28.6%
111	西宮市	2	0	2	2.4%
112	奈良市	10	33	43	97.7%
113	和歌山市	0	0	0	0.0%
114	鳥取市	2	0	2	4.3%
115	松江市	10	8	18	69.2%
116	倉敷市	37	75	112	100.0%
117	呉市	0	0	0	0.0%
118	福山市	5	5	10	17.5%
119	下関市	10	1	11	32.4%
120	高松市	6	11	17	18.3%
121	松山市	11	29	40	41.2%
122	高知市	0	0	0	0.0%
123	久留米市	0	0	0	0.0%
124	長崎市	6	7	13	32.5%
125	佐世保市	0	3	3	25.0%
126	大分市	8	15	23	44.2%
127	宮崎市	1	2	3	7.3%
128	鹿児島市	51	48	99	99.0%
129	那覇市	5	8	13	54.2%
中核市合計		663	759	1,422	43.9%
総合計		3,255	2,630	5,885	40.9%

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

3 調査の期日

令和3年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

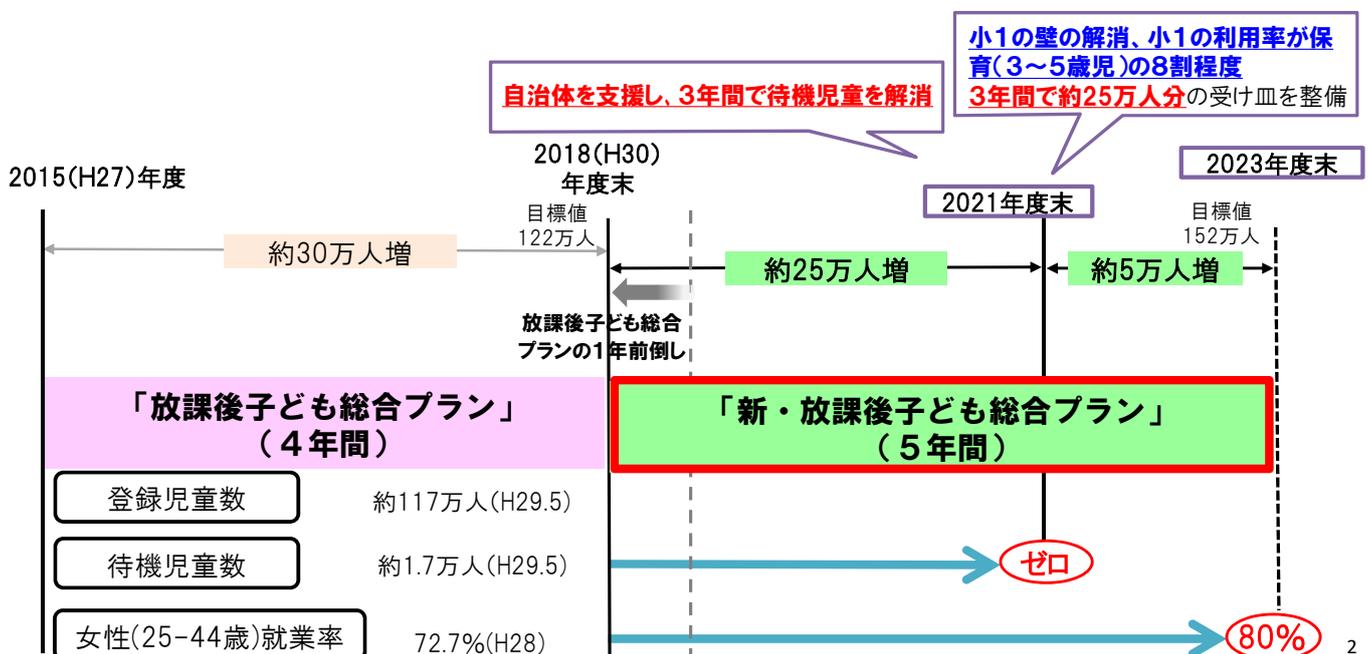
1

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

(2018(平成30)年9月14日公表)

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。
122万人⇒152万人



2

元教地推第12号
子子発0704第1号
令和元年7月4日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長
殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

中野理美

(印影印刷)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

田村悟

(印影印刷)

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決め
について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定し、今年度から実施しています。

本プランにおいて、特に学校は、放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており、その場合の学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化についても示しているところです。

これらを踏まえ、学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局間での

取決めが行われやすくするよう、既に独自の取組を行っている自治体等の例を参考に、別添のとおり協定書のひな形を作成いたしました。

つきましては、管内・域内市町村に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市・中核市教育委員会にあっては所管の学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は関係部局間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書の策定を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう促すものではありません。また、協定書の項目や取り交わし先についてもあくまでも参考であり、自治体・教育委員会・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で御活用いただくようお願いいたします。

○別添 首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形

<本件連絡先>

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
電話:03(5253)1111 内線:4845, 4966

【放課後子供教室, 小学校の学校開放に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働活動推進室
電話:03(5253)4111 内線:3260

注：この協定書（案）は、あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり、この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

（首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形）

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書（案）

〇〇市▲▲（以下「甲」という。）と〇〇市教育委員会■ ■（以下「乙」という。）とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備、開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

（施設の区分・管理）

第2条 施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（1）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）

（2）児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）

（3）共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）

2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。

3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している場合には、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第3条 児童クラブの整備等にあたっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。

2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第4条 児童クラブ専用エリア、共用エリアに関わらず、児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合、又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には、甲が責任を負うものとする。

(光熱水費の負担)

第5条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

(学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応)

第6条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。
2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

(個別協議)

第7条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第8条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協議書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市 ▲▲

乙 ○○市教育委員会 ■■

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：1,065億円（1,092億円）

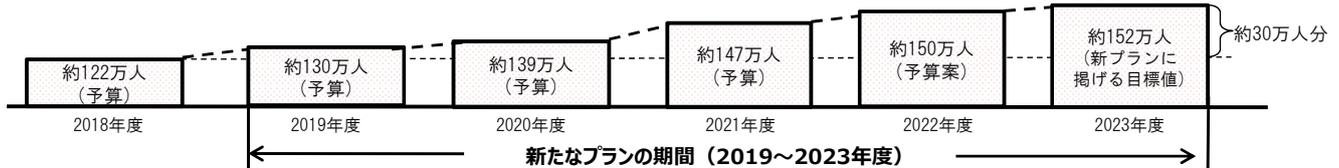
子ども・子育て支援交付金 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：981億円（922億円）
子ども・子育て支援整備交付金 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：84億円（170億円）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等（主な内容）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅時の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に進める環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

1

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：（嵩上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3
→（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/2

3. 研修関係（主な内容）

(1) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I 子どもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和4年度予算案における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

放課後児童クラブ整備促進事業

(子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度補正予算額：11.7億円)

- 「新・放課後子ども総合プラン」では「令和3年度末までに待機児童の解消を目指す」こととしているが、令和2年7月1日現在の待機児童数は15,995人と未だに多い状況となっている。
- こうしたことを踏まえ、放課後児童クラブの整備を更に加速化させる必要があることから、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

事業の内容

- 待機児童が発生している市町村等(※)において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

※ 以下に該当する市町村(国庫補助率嵩上げ要件)

- ① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること
- ② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

実施主体

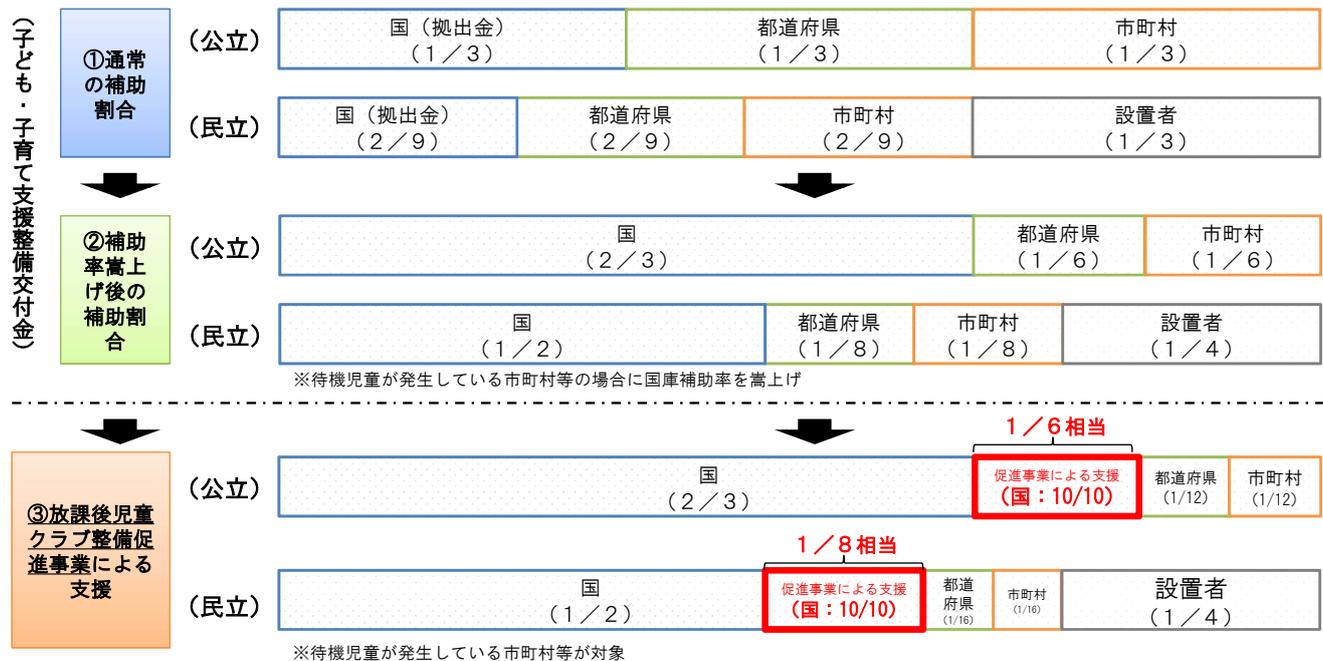
- 市町村(特別区を含む。)

補助率

- 定額(10/10相当)

1

事業のイメージ



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

令和3年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村																
			札幌市①②	帯広市①	函館市①	江別市①	鷹栖町①	更別村①	名寄市②										
1	北海道	7																	
2	青森県	4	藤崎町①②	三戸町①	田子町①	新郷村①													
3	岩手県	9	盛岡市①②	滝沢市①②	奥州市①②	陸前高田市①	一関市①	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①	北上市①②								
4	宮城県	3	仙台市①	登米市①②	石巻市①														
5	秋田県	3	能代市①	鹿角市①	湯上市②														
6	山形県	16	山形市①②	山辺町①	天童市①②	大石田町①②	庄内町①	遊佐町①②	長井市①	村山市①	米沢市①②	鶴岡市①②							
7	福島県	3	福島市①②	いわき市①②	会津若松市①②														
8	茨城県	11	つくば市①	ひたちなか市①②	小美玉市①	常陸大宮市①②	かすみがうら市①②	東海村①	古河市①	石岡市①	北茨城市①	水戸市①							
9	栃木県	8	佐野市①	足利市①	栃木市①②	那須塩原市①	日光市①②	大田原市①	矢板市②	野木町②									
10	群馬県	16	太田市①	伊勢崎市①	富岡市①	渋川市①	館林市①②	沼田市①	高崎市①	邑楽町①	明和町①	安中市①							
11	埼玉県	43	熊谷市①②	加須市①②	本庄市①②	飯能市①	秩父市①	さいたま市①②	寄居町①	宮代町①	上里町①	ときがわ町①②							
12	千葉県	13	千葉市①	野田市①	船橋市①	松戸市①②	四街道市①	鎌ヶ谷市①	習志野市①	鴨川市①②	八千代市①	印西市①②							
13	東京都	10	板橋区①②	渋谷区①	新宿区①	多摩市①	調布市①②	清瀬市①	葛飾区①②	武蔵野市①②	青梅市①②	町田市②							
14	神奈川県	13	綾瀬市①	葉山町①	横須賀市①	相模原市①	平塚市①	茅ヶ崎市①②	藤沢市①	伊勢原市①	座間市①	逗子市①							
15	新潟県	3	南魚沼市①	燕市①	上越市①														
16	富山県	5	富山市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①	高岡市①												
17	石川県	8	金沢市①	小松市①	七尾市①	加賀市①②	白山市①②	野々市市①	羽咋市①	津幡町①									
18	福井県	0																	
19	山梨県	1	北杜市①																
20	長野県	4	佐久市①②	須坂市①	松本市②	上田市②													
21	岐阜県	4	恵那市①②	瑞浪市①	中津川市①	大垣市②													
22	静岡県	6	伊東市①②	焼津市①②	掛川市①	藤枝市①	三島市②	島田市②											
23	愛知県	17	瀬戸市①	一宮市①	春日井市①	豊橋市①②	岡崎市①	名古屋①②	大府市①②	知立市①	東海市①	小牧市①							
24	三重県	12	津市①②	志摩市①	亀山市①②	熊野市①	鈴鹿市①	朝日町①	川越町①	多気町①	四日市市①	松阪市①②							
			御浜町②	紀北町②															

※①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ※②…常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

1

令和3年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村																
			大津市①	日野町①②	竜王町①	東近江市①②	高島市①	近江八幡市①	栗東市①	長浜市①	湖南市①②	野洲市②							
25	滋賀県	10																	
26	京都府	1	向日市①																
27	大阪府	11	富田林市①	茨木市①	寝屋川市①	堺市①	枚方市①	守口市①	池田市①	熊取町①	大阪狭山市①	泉南市①							
28	兵庫県	7	豊中市②	明石市①	神戸市①②	西宮市①②	播磨町①	宝塚市①	川西市①	三木市①									
29	奈良県	9	奈良市①	天理市①	生駒市①	桜井市①	橿原市①②	田原本町①②	三宅町①	御所市②	王寺町②								
30	和歌山県	8	串本町①②	橋本市①	新宮市①	湯浅町①	御坊市②	海南市②	広川町②	有田川町②									
31	鳥取県	1	鳥取市①																
32	島根県	2	大田市①②	雲南市②															
33	岡山県	7	赤磐市①	瀬戸内市①	勝央町①	吉備中央町①	総社市①	倉敷市①②	岡山市①										
34	広島県	0																	
35	山口県	0																	
36	徳島県	6	徳島市①	小松島市①②	吉野川市①	美馬市①	神山町①	石井町②											
37	香川県	1	高松市①②																
38	愛媛県	0																	
39	高知県	2	香美市①	南国市②															
40	福岡県	5	志免町①②	大木町①	粕屋町①	大刀洗町①	鞍手町②												
41	佐賀県	3	嬉野市①	有田町①	鳥栖市①														
42	長崎県	10	長崎市①②	大村市①	長与町①	諫早市①	西海市①②	五島市①	佐世保市①	時津町①	川棚町①	波佐見町①							
43	熊本県	15	益城町①	山都町①	菊陽町①	御船町①	嘉島町①	玉東町①	天草市①	合志市①②	湯前町①	あさぎり町①							
44	大分県	2	八代市①②	玉名市①	宇土市①	菊池市①	阿蘇市①												
45	宮崎県	3	中津市①②	宇佐市②															
46	鹿児島県	13	都城市①	串間市①	延岡市①														
47	沖縄県	24	霧島市①	錦江町①	南さつま市①②	東牟婁町①	南大隅町①	肝付町①	長島町①②	鹿屋市①②	薩摩川内市①②	曾於市①							
			阿久根市①	出水市①	垂水市②														
			那覇市①	宜野湾市①	浦添市①	石垣市①②	沖縄市①②	豊見城市①	うるま市①②	名護市①	糸満市①	中城村①							
			西原町①②	北谷町①②	南城市①	金武町①②	国頭村①	大宜味村①	本部町①②	恩納村①	嘉手納町①	八重瀬町①							
			南風原町①②	久米島町①	与那原町①	宮古島市①													

合計 359(22.1%) ※()内はクラブ実施市区町村数(1,624市区町村)に対する割合である。

※①の合計:317市区町村 ※②の合計:132市区町村 ①、②の合計:90市区町村

令和3年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村										
1	北海道	26	札幌市 恵庭市 函館市	帯広市 豊浦町 小樽市	旭川市 鷹栖町 池田町	石狩市 月形町 白糠町	当別町 栗山町 弟子屈町	八雲町 仁木町 大樹町	厚真町 京極町	士幌町 名寄市	音更町 苫小牧市	安平町 根室市	
2	青森県	3	むつ市	三沢市	五所川原市								
3	岩手県	10	奥州市	滝沢市	久慈市	住田町	一関市	陸前高田市	盛岡市	北上市	大船渡市	花巻市	
4	宮城県	6	塩竈市	大郷町	大和町	利府町	富谷市	登米市					
5	秋田県	12	大館市 横手市	大仙市 能代市	湯上市	北秋田市	湯沢市	鹿角市	由利本荘市	三種町	八峰町	にかほ市	
6	山形県	20	鶴岡市 遊佐町	米沢市 庄内町	酒田市 尾花沢市	山形市 南陽市	天童市 山辺町	東根市 大江町	新庄市 飯豊町	寒河江市 白鷹町	村山市 大石田町	三川町 河北町	
7	福島県	10	須賀川市	いわき市	南相馬市	会津美里町	湯川村	川俣町	伊達市	飯館村	福島市	会津若松市	
8	茨城県	15	結城市 東海村	常総市 小美玉市	石岡市	つくば市	北茨城市	日立市	水戸市	ひたちなか市	境町	八千代町	
9	栃木県	12	小山市	真岡市	足利市	さくら市	那珂市	大洗町	那須塩原市	栃木市	那須町	壬生町 那須烏山市	益子町
10	群馬県	17	邑楽町	大泉町	前橋市	伊勢崎市	桐生市	沼田市	安中市	中之条町	下仁田町	榛東村	
11	埼玉県	30	川越市 幸手市	さいたま市 鶴ヶ島市	飯能市 戸田市	加須市 朝霞市	本庄市 寄居町	熊谷市 宮代町	秩父市 上里町	蓮田市 美里町	志木市 ときがわ町	蕨市 松伏町	
12	千葉県	15	鳩山町	白岡市	滑川町	川島町	吉見町	狭山市	鴻巣市	上尾市	春日部市	越谷市	
13	東京都	11	習志野市	勝浦市	浦安市	鴨川市	富津市	武蔵野市	町田市	青梅市	日野市	板橋区 足立区 中野区 豊島区 文京区 多摩市	
14	神奈川県	9	清瀬市	横浜市	平塚市	茅ヶ崎市	川崎市	横須賀市	座間市	葉山町	開成町	相模原市	
15	新潟県	3	新潟市	南魚沼市	魚沼市								
16	富山県	0											
17	石川県	11	小松市	野々市市	津幡町	宝達志水町	輪島市	羽咋市	白山市	加賀市	穴水町	金沢市	
18	福井県	5	七尾市	坂井市	越前町	勝山市	鯖江市	福井市					
19	山梨県	2	中央市	昭和町									
20	長野県	6	松本市	上田市	伊那市	須坂市	木曽町	佐久市					
21	岐阜県	11	大垣市	本巣市	岐南町	可児市	高山市	多治見市	関市	美濃加茂市	恵那市	中津川市	
22	静岡県	8	瑞浪市	掛川市	島田市	藤枝市	伊東市	三島市	袋井市	小山町	御殿場市		
23	愛知県	15	一宮市	知多市	知立市	大府市	日進市	豊明市	豊川市	春日井市	扶桑町	北名古屋 長久手市	
24	三重県	8	紀北町	御浜町	志摩市	津市	松阪市	四日市市	熊野市	尾鷲市			

3

令和3年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
25	滋賀県	12	近江八幡市	守山市	大津市	長浜市	甲賀市	湖南市	高島市	栗東市	日野町	竜王町
26	京都府	3	米原市	東近江市								
27	大阪府	5	京都市	大山崎町	木津川市							
28	兵庫県	9	大阪市	河内長野市	泉南市	島本町	忠岡町	播磨町	川西市	上郡町	神戸市	尼崎市
29	奈良県	6	西宮市	三木市	明石市	三田市	播磨町	川西市	上郡町	神戸市	尼崎市	
30	和歌山県	11	王寺町	田原本町	橿原市	生駒市	天理市	三宅町				
31	鳥取県	1	上富田町	白浜町	印南町	有田川町	田辺市	美浜町	かつらぎ町	広川町	湯浅町	九度山町
32	島根県	5	新宮市									
33	岡山県	11	鳥取市	松江市	浜田市	大田市	安来市	邑南町				
34	広島県	3	岡山市	倉敷市	津山市	笠岡市	井原市	矢掛町	里庄町	瀬戸内市	赤磐市	和気町
35	山口県	6	美作市									
36	徳島県	2	広島市	安芸高田市	東広島市							
37	香川県	5	山口市	宇部市	下松市	美祿市	周防大島町	和木町				
38	愛媛県	1	小松島市	石井町								
39	高知県	10	多度津町	小豆島町	土庄町	三豊市	高松市					
40	福岡県	11	松山市									
41	佐賀県	8	高知市	佐川町	奈半利町	南国市	いの町	土佐市	安芸市	香美市	土佐清水市	須崎市
42	長崎県	8	北九州市	久留米市	大牟田市	行橋市	志免町	みやま市	みやこ町	朝倉市	うきは市	宮若市
43	熊本県	14	嘉麻市									
44	大分県	9	佐賀市	唐津市	武雄市	嬉野市	太良町	有田町	多久市	鳥栖市		
45	宮崎県	8	長崎市	大村市	諫早市	西海市	長与町	時津町	東彼杵町	佐世保市		
46	鹿児島県	21	熊本市	菊陽町	嘉島町	山都町	あさぎり町	湯前町	多良木町	氷川町	合志市	大津町
47	沖縄県	15	玉名市	菊池市	八代市	宇土市						
			豊後高田市	豊後大野市	由布市	宇佐市	杵築市	別府市	中津市	日田市	臼杵市	
			都城市	日向市	延岡市	宮崎市	串間市	綾町	高鍋町	都農町		
			西之表市	薩摩川内市	垂水市	指宿市	曾於市	枕崎市	出水市	阿久根市	始良市	南九州市
			さつま町	肝付町	長島町	奄美市	南さつま市	志布志市	龍郷町	大和村	徳之島町	和泊町
			喜界町									
			沖繩市	うるま市	名護市	南城市	本部町	大宜味村	国頭村	宜野座村	金武町	久米島町
			与那原町	嘉手納町	宮古島市	宜野湾市	石垣市					
合計		449(27.6%)	※()内はクラブ実施市区町村数(1,624市区町村)に対する割合である。									

放課後児童支援員等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

令和3年度補正予算：109億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算案：1,748億円の内数

1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

- ※ 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、子ども・子育て支援交付金とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる（国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3）。

2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）。

- ※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。
- ※ 補助額は【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数（非常勤は常勤換算）×実施月数】により算出する。
- ※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

3. 実施要件

- 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施すること。
 - ※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。
 - ※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

4. 資金の流れ（イメージ）



コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）

第3章 取り組む施策

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（2）公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒して実施する。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算額：65億円の内数

【概要】

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

【実施主体】 市区町村、市区町村が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

③感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）（簡易なものを対象：補助基準額100万円）**【新規】**

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①～②の合計は以下のとおり。③は1か所等当たり1,000千円以内

(1) 1支援の単位当たり

利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円以内、利用定員20人以上59人以下 200千円以内、利用定員60人以上 250千円以内

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

(子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算額：65億円の内数)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る。

1. 事業の趣旨・内容

①ICT化の推進

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

3. 補助基準額

1か所当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。

4. 実施主体

市区町村、市区町村が認めた者

5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算案
261億円
(令和3年度予算:116億円)

【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算案：232億円（令和3年度予算：76億円）

○ 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・ 地域包括支援センターの運営（介護分野） ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・ 利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・ 地域介護予防防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・ 地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：3/4（※） 市町村：1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和4年度予算案：29億円（令和3年度予算：40億円）

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）